

表示等情報提供に関する事業者提出資料

2-1	電池工業会 提出資料……………	1
	別添：ボタン電池の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン（第1版）……………	5
2-2	日本照明工業会 提出資料……………	13
	別添1：水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン……………	21
	別添2：水銀回収啓蒙パンフレット（家庭向け）……………	33
	別添3：水銀回収啓蒙パンフレット（事業所向け）……………	35
2-3	電機・電子4団体製品化学物質専門委員会 提出資料……………	37
	別添：電機・電子4団体 水銀使用製品等の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン……………	43
2-4	日本硝子計量器工業協同組合 提出資料……………	53
	別添1：日本硝子計量器工業協同組合自主ガイドライン……………	55
	別添2：水銀使用計測器の適正廃棄についてのごお願い……………	57
2-5	日本圧力計温度計工業会 提出資料……………	59
	別添：日本圧力計温度計工業会自主ガイドライン……………	61
	参考1：水銀使用計測器の適正廃棄についてのごお願い……………	63
	参考2：高温用ダイヤフラムシール圧力計取扱説明書……………	65
	参考3：液柱型圧力計カタログ……………	67
2-6	日本科学機器協会 提出資料……………	71
	別添1：日本科学機器協会自主ガイドライン……………	73
	別添2：自主ガイドラインに基づく告知文書……………	75
	別添3：その他参考資料……………	76
2-7	その他の業界・事業者 提出資料	
	（1）日本電気計測器工業会 提出資料……………	83
	（2）日本医療機器産業連合会 提出資料……………	87
	（3）水銀体温計輸入事業者1社 提出資料……………	93
	（4）日本試薬協会 提出資料……………	95

表示等情報提供に関する調査 質問項目

【調査の背景】

平成 27 年 6 月に公布された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」第 18 条において、水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者による水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供について規定されているところ、国としてその望ましい在り方を明らかにすべく、環境省及び経済産業省が開催した水俣条約対応技術的事項検討会における検討、及びそれに引き続き中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合における審議を経て、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン（案）」が取りまとめられました。

先般、同案に関するパブリックコメントの結果¹を踏まえ、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（以下「表示等情報提供ガイドライン」といいます。）が策定されました。これに基づき表示等情報提供の状況について確認させていただきます。

【質問内容】

1. 業界団体・事業者による自主ガイドラインについて
 1. 1 表示等情報提供ガイドラインを踏まえ、業界・事業者において自主ガイドラインを既に策定している場合、以下ご教示ください。
 - (1) 自主ガイドラインの策定方法（業界内委員会における検討等）
 - (2) 自主ガイドラインの策定期間
 - (3) 自主ガイドラインの内容
 - (4) 自主ガイドラインの見直し時期（設定している場合）
 1. 2 自主ガイドラインの策定を踏まえ、情報提供の方法を具体的に改善している事例がある場合には、ご教示ください。
 1. 3 自主ガイドラインを踏まえて改善した情報提供の方法等の取組に関して、消費者に対する周知を行っている場合、その周知方法をご教示ください。
 1. 4 自主ガイドラインを現時点で策定していない場合、今後策定する予定があるかどうか、そうした検討を現在行っているかどうか、ご教示ください。
2. 自主ガイドラインの策定以外の取組について
自主ガイドラインの策定以外に、情報提供に関する改善や新規の取組等を実施している場合は、その内容をご教示ください。

¹ 環境省報道発表（平成 28 年 9 月 15 日）「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン（案）」に関する意見募集の結果について
<http://www.env.go.jp/press/102885.html>

ボタン電池の情報提供 自主ガイドラインについて

2016年12月27日
一般社団法人電池工業会(BAJ)



12/27/16 技術的事項検討会資料

1

自主ガイドラインの制定

<div data-bbox="258 1503 624 1664" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>ボタン電池の 適正分別・排出の確保のための 表示等情報提供に関するガイドライン (第1版)</p> </div> <p style="text-align: center;">2016年(平成28年)11月制定</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人電池工業会 BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN</p>	<div style="text-align: center;"> <p>電池工業会</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二次電池 部会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二次電池 第2部会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一次電池 部会</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; text-align: center;">環境対応委員会</div> </div> <p>一次電池部会の下部組織 である環境対応委員会で策定、 一次電池部会に報告</p>	
	<p>策定方法 と業界内 の周知</p>	
	<p>策定期期</p>	平成28年11月4日発行
	<p>実施状況 の確認</p>	環境対応委員会が行なう
	<p>見直し</p>	状況に応じ適宜実施

12/27/16 技術的事項検討会資料

2

制定後の周知活動

BAJホームページとボタン電池回収専用サイトで公開

BAJトップ
新着情報

BAJ
図書案内

ボタン
電池回収
サイト

新着情報

過去の情報

2016/11/4 「ボタン電池の適正分別・排出確保のための表示等情報提供に関するガイドライン（第1版）」を掲載しました。

電池工業会発行書物

リンクしてダウンロード

一次電池関係

分類	No	題目（ガイド関係）	発刊日	PDFファイル	作成委員会
	6	ボタン電池の適正分別・排出確保のための表示等情報提供に関するガイドライン（第1版）	2016.11	636KB	一次電池部会 環境対応委員会

ボタン電池回収の背景と目的

世界的に環境保全への意識が高まる中、国連環境計画（UNEP）による水俣条約（2013年）、及び国内における「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（2015年）の制定などを通じて、水銀から人の健康と環境を守る取り組みが行なわれています。

電池業界では、これまで乾電池の水銀ゼロ化（1992年）、水銀電池の生産・販売中止（1995年）等によって環境負荷の軽減に努めて来ました。ボタン電池に関しては性能面・品質面の理由から今なおごく微量の水銀が使用されており、現時点では完全な無水銀化は実現していません。

このため一般社団法人電池工業会(BAJ)では、使用済みとなったボタン電池の回収とその適正処理（自主取り組み）を行なっています。

※ 「ボタン電池の適正分別・排出確保のための表示等情報提供に関するガイドライン（第1版）」を掲載しました。

12/27/16 技術的事項検討会資料

3

自主ガイドラインの概要

適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・BAJの会員企業が日本国内で販売するボタン電池（酸化銀電池、アルカリボタン電池、空気亜鉛電池）に適用する ・BAJ会員でない企業が準拠することを妨げないが、ボタン電池回収への言及にはBAJとボタン電池回収推進センターへの加入が必要 	
情報提供の方法	①表示 ②カタログへの掲載 ③WEBへの掲載の3つの方法に優先順位はつけず、原則として全てを実施することが望ましい	
区分	情報提供の内容	目標時期
表示	<ul style="list-style-type: none"> ・パッケージに無水銀表示を行なう ・ボタン電池回収の案内を表示することが望ましい 	版の更新時期
カタログへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・商品ごと、または商品群への無水銀表示 ・ボタン電池回収の案内とURLを記載 	2017年度末
WEBへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・ボタン電池の種類と水銀使用状況 ・ボタン電池の水銀有無の見分け方 ・使用済みボタン電池の処分方法 	2017年4月

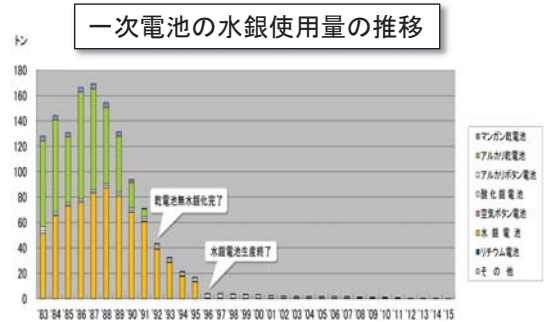
12/27/16 技術的事項検討会資料

4

電池業界の特殊性

■ 無水銀表示

1983年に乾電池の水銀が社会問題化して以降、日本の電池業界は技術開発を進め、水銀使用を中止した場合に「無水銀」表示を採ってきた長い歴史がある。

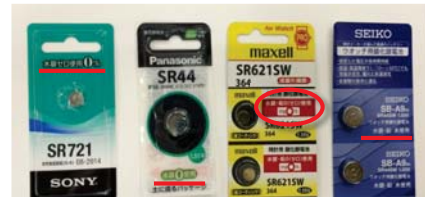


■ ボタン電池の分別の難しさ

他業界の製品と異なり、ボタン電池は同一形状で水銀含有品と無水銀品が混在しているうえ、サイズが小さく分別は事実上不可能。

無水銀表示の例

<ボタン電池>



<乾電池>



■ ボタン電池回収

BAJは2009年度から自主取り組みとしてボタン電池回収を実施しており、既に8年の実績がある。その際、水銀の有無を区別せずに受け入れている。

12/27/16 技術的事項検討会資料

5

目的に応じた情報提供


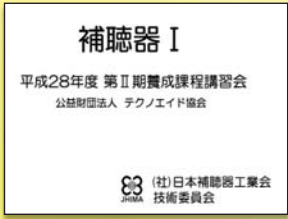

目的	水銀含有表示を追加した場合の問題点	BAJの対応
適正分別・排出の確保	<ul style="list-style-type: none"> 過去に販売した分(水銀含有表示なし)が無水銀だと誤認され、適正な分別がなされることなく捨てられてしまう恐れがある⇒ それよりも無水銀表示のないものが水銀含有、とする従来の区分を継続する方が混乱は少ない 水銀含有表示をすれば、分別が前提となるが、BAJのボタン電池回収では水銀の有無は区別しておらず、スキームを維持できない 	ボタン電池回収の広報強化
水銀フリー製品の購入選択促進	<ul style="list-style-type: none"> BAJ会員以外の企業による輸入品が、水銀を使用しているにも拘わらず水銀含有表示を行なわなかった場合、それが無水銀だと誤認され、商品選択を誤らせる恐れがある⇒ 無水銀表示があれば、水銀フリー製品の購入選択促進に直接的に資することができる 	無水銀表示の統一的運用による購入選択の促進

12/27/16 技術的事項検討会資料

6

補聴器業界との連携

空気亜鉛電池の回収促進が最優先課題

<p>これまでの取組み (販売店へのプッシュ)</p>	<p>①日本補聴器販売店協会の機関紙で告知</p> 	<p>②認定補聴器技能者養成講座でボタン電池回収の重要性を教育(年間400~500名)</p> 	
<p>補聴器店の特性</p>	<p>2ヶ月に一度、補聴器クリーニング(無料)のための定期的な来店機会があること、お店も接客にじっくり時間をかけて店頭での回収作業もしやすいことなど、補聴器販売店はボタン電池回収に向けた業態であると言える</p>		
<p>成果</p>	<p>補聴器ルートでの協力店数は、日本補聴器販売店協会加盟970店を大幅に上回る3,300店となり、同ルートからの回収量はボタン電池回収全体の7割以上を占める</p>		

- ・日本補聴器販売店協会加盟店の協力店入会は完了、今後は補聴器メーカーからの働きかけで全ての補聴器ユーザ及び補聴器販売店への波及効果を目指す
- ・日本補聴器工業会にBAJ自主ガイドラインを説明し、電池販売者としての補聴器メーカーの準拠、補聴器の取り扱い説明書等へのボタン電池回収案内をお願いした

**ボタン電池の
適正分別・排出の確保のための
表示等情報提供に関するガイドライン
(第1版)**

2016年(平成28年) 11月制定

**一般
社団法人 電池工業会**
BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN

【第1版 一次電池部会 環境対応委員会 委員名簿】

(会員会社名)

委員長	清水 一浩	セイコーインスツル株式会社
副委員長	長谷 洋志	パナソニック株式会社
委員	青木 正裕	ソニー株式会社
	家倉 忠生	日立マクセル株式会社
	佐藤 祥子	ソニー株式会社
	醍醐 達也	東芝電池株式会社
	中神 弘治	FDK株式会社
事務局	小島 克巳	一般社団法人 電池工業会
	澤井 道則	一般社団法人 電池工業会

注)敬称略、委員名:アイウエオ順
所属名は2016年9月時点

目 次

序文.....	1
1. 本ガイドラインの適用範囲.....	1
2. 水銀等の使用に関する表示等の情報提供の方法.....	1
3. 表示	1
3.1 表示に関する基本的な考え方	1
3.2 表示内容	2
3.3 開始時期	2
4. カタログへの掲載.....	2
4.1 掲載内容	2
4.2 達成時期	2
5. WEB への掲載.....	2
5.1 掲載内容	2
5.2 達成時期	3
6. ガイドラインの見直し.....	3
附属書.....	4
① 一次電池におけるBAJ会員会社の水銀使用状況.....	4
② 水銀汚染防止法における電池への水銀使用規制の内容	4
③ 一般社団法人 電池工業会によるボタン電池回収処理事業の概要	5
④ 一次電池における無水銀表示の例	5

序文

- かつて電池における水銀の2大用途は、乾電池と水銀電池であった。日本の電池業界は水銀削減を進め、乾電池は1992年(全社無水銀化)、水銀電池は1996年(製造・販売終了)、ともに20年以上前に対策を完了し、現時点でごく微量ながら水銀使用が残っているのはボタン電池(酸化銀電池、アルカリボタン電池、空気亜鉛電池を指す。以下同じ。)のみである(*¹附属書①を参照)。これらのボタン電池における水銀使用は、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(以下「水銀汚染防止法」という。)による規制の対象となっている(*²附属書②を参照)。
- このガイドラインは、経済産業省及び環境省が策定した「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」(以下「政府ガイドライン」という。)を踏まえ、ボタン電池の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という)が自主的に取り組むべき、当該ボタン電池の適正分別・排出の確保、及び水銀フリー製品の購入選択促進のための表示等情報提供に関する具体的な方法について解説したものである。

1. 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、一般社団法人電池工業会(以下「BAJ」という。)の会員企業が日本国内で販売するボタン電池に適用する。BAJ会員でない企業が本ガイドラインに準拠することを妨げないが、後述のボタン電池回収事業(*³附属書③を参照)に参加するためには、BAJに加入し、ボタン電池回収推進センターの事業推進会社になることが必要である。

2. 水銀等の使用に関する表示等の情報提供の方法

ボタン電池への水銀等の使用に関する表示等の情報提供は、次に掲げる3つの方法について、後述する箇条 3～5 に従って実施する。原則として、3つの方法全てを実施することが望ましい。

- a) 表示
- b) カタログへの掲載
- c) WEB への掲載

注記:表示とは、「製品本体又はそれに付随するもの(添付文書その他の取扱説明書やパッケージ)に、水銀使用等について記載又はラベル・銘板貼付を行うこと」である(政府ガイドラインの「用語の定義」による)。

3. 表示

ボタン電池の製造事業者等は、水銀等の使用に関する情報を、次の要領で表示する。

3.1 表示に関する基本的な考え方

- a) ボタン電池はサイズが小さくスペースに余裕がないこと、また、品質確保のために本体刻印が難しいことを考慮し、表示は原則としてパッケージに行うものとする。ただし、個社判断での本体表示を妨げない。
- b) 電池業界では、かつて水銀を使用していた電池において水銀使用を中止した場合は、長年にわたって無水銀表示を行ってきており(*⁴附属書④を参照)、ここに水銀含有表示を追加すれば、以下のような弊害が懸念される。
 - 1) 過去に販売した分やBAJ会員以外の輸入品も含めると、市場に無水銀表示、水銀含有表示、表示なし、の3つが混在することになり、購入面でも排出面でも混乱を招く。
 - 2) 過去に販売した表示のなかった製品が、水銀を使用しているにもかかわらず無水銀であると誤認され、適正な分別・排出を阻害するおそれがある。それよりも無水銀表示のみとし、表示のないものが水銀含有とみなす方が過去からの連続性が保たれ、弊害も少ない。
 - 3) BAJ会員以外の輸入品が、水銀を使用しているにもかかわらず水銀含有表示を行わなかった

場合、それが無水銀であると誤認され、表示を行った国内メーカーとの間に不平等が生じる。

- c) ボタン電池の排出に当たって無水銀品と有水銀品を区別するのは非常に困難であるため、BAJは、セーフティーネットとしての自主取組であるボタン電池回収において、水銀の有無による区別はせず、「ボタン電池」として回収・適正処理を行っている。ボタン電池の場合は、水銀含有表示によって分別・排出を促すよりも、市場に水銀含有品が存在している間は、「ボタン電池」として分別・排出することの方が適正処理確保の目的にかなっている。
- d) また、無水銀表示は政府ガイドラインの「1. 背景と目的」にある、情報提供のもう1つの目的であるところの、水銀フリー製品の購入選択促進にも直接的に資することができる。
- e) 以上のことから、BAJでは情報提供の目的に応じた対応を行っていく。
 - 1) 適正分別・排出の確保→ BAJの自主取組であるボタン電池回収の告知強化
 - 2) 水銀フリー製品の購入選択の促進→ 無水銀表示の徹底

3.2 表示内容

- a) 水銀を意図的に添加していないボタン電池のパッケージに、鮮明かつ明瞭、容易に消えない方法で、無水銀である旨を表示する。
例: 「無水銀」「水銀ゼロ使用」「水銀フリー」「Hg 0%」「0% Hg」
- b) 併せてボタン電池回収の案内を表示することが望ましい。
例: 「ボタン電池回収にご協力ください」

3.3 開始時期

表示は、水銀汚染防止法の当該規定の施行時期(2016年12月18日)以降、個別の製品等の版の更新時期には実施すること。ただし、当該施行時期以前に版の更新等がある場合には、施行時期にかかわらず前倒しで行うことが望ましい。

4. カタログへの掲載

ボタン電池の製造事業者等は、水銀等の使用に関する情報を、次の要領でカタログに掲載する。

4.1 掲載内容

- a) 商品ごと、または商品群への無水銀表示
- b) ボタン電池回収の案内

例: 「弊社はBAJの一員としてボタン電池回収事業を推進しています。使用済みのボタン電池は、回収協力店までお持ちください。

詳しくは、ボタン電池回収サイト(<http://www.botankaishu.jp/m/top.php>)をご覧ください。」

4.2 達成時期

カタログへの掲載の達成時期は、2017年度末とする。

5. WEB への掲載

ボタン電池の製造事業者等は、水銀等の使用に関する情報を、ボタン電池のトップページまたはそれに準じる場所に、次の要領でホームページに掲載する。ただし、ホームページを有しない場合は、この限りではない。

5.1 掲載内容

- a) ボタン電池の種類

例: 「ボタン電池には次の3種類があります。

①腕時計に使用する酸化銀電池(形式記号SR)

②各種小型電子機器に使用するアルカリボタン電池(形式記号LR)

③補聴器に使用する空気亜鉛電池(形式記号PR)

※リチウムコイン電池(形式記号CRまたはBR)では、もともと水銀は一切使用されていません。」

b) ボタン電池への水銀使用状況

例:「電池メーカーからの国内出荷において、酸化銀電池はほぼ無水銀化が完了し、アルカリボタン電池は無水銀化が進行中ですが、空気亜鉛電池については、品質・安全確保のため、まだ当面の間、水銀使用が続く見通しです。」(各社の無水銀化の状況に合わせて記載)

c) ボタン電池の水銀の有無の見分け方

例:「BAJ会員企業は、環境への取組を強化してきた中で、無水銀化を実現した商品には、パッケージに無水銀である旨を表示しています。無水銀表示のないものは水銀含有品となります。」

d) 使用済みボタン電池の処分方法

例:「BAJでは2009年から、水銀の適正処理を目的として、ボタン電池回収事業に取り組んでおり、弊社もBAJの一員としてこの事業を推進しています。使用済みのボタン電池は、回収協力店までお持ちください。詳しくは、ボタン電池回収サイト(<http://www.botankaishu.jp/m/top.php>)をご覧ください。」

5.2 達成時期

WEB への掲載の達成時期は、2017年4月を目標とする。

6. ガイドラインの見直し

このガイドラインは、関連法規の動向、自治体等の分別回収状況等に応じて、適宜見直すものとする。

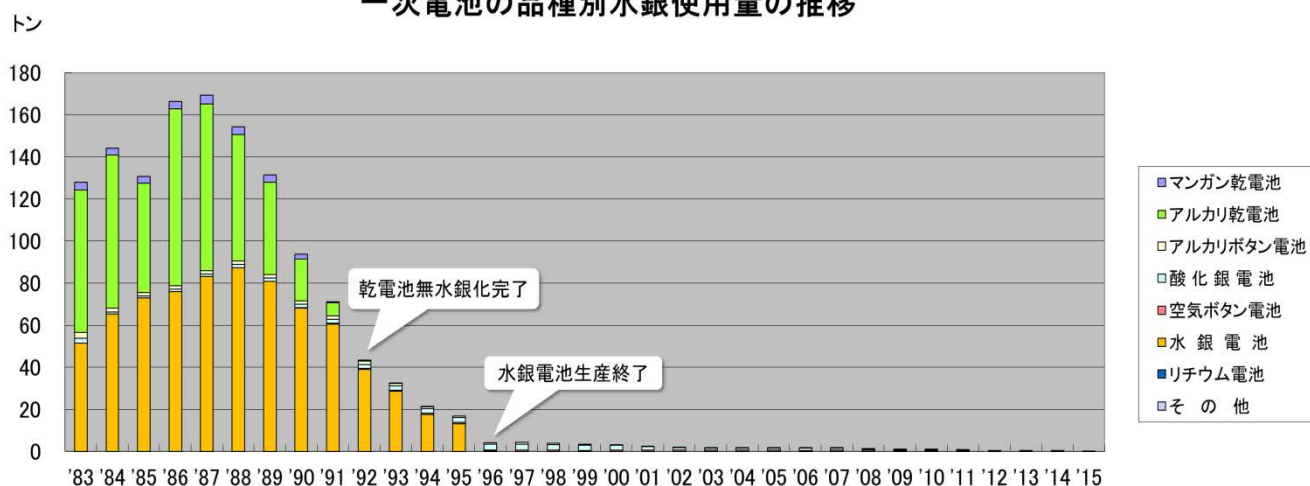
第1版 平成 28年 11月 発行

附属書 (参考)

① 一次電池におけるBAJ会員会社の水銀使用状況

電池の種類		水銀の使用状況
マンガン乾電池		かつて使用していたが、1991年に全て無水銀化
アルカリ乾電池		かつて使用していたが、1992年に全て無水銀化
水銀電池		1996年に製造・販売中止
リチウム一次電池		もともと水銀は全く使用していない
電池 ボタン	酸化銀電池	2004～2005年に無水銀品の出荷が始まり、現状国内向けはほぼ無水銀化
	アルカリボタン電池	2009年から無水銀品の出荷が始まり、無水銀化が進行中
	空気亜鉛電池	補聴器用電池として、今後も当面の間、水銀使用が続く見通し

一次電池の品別水銀使用量の推移

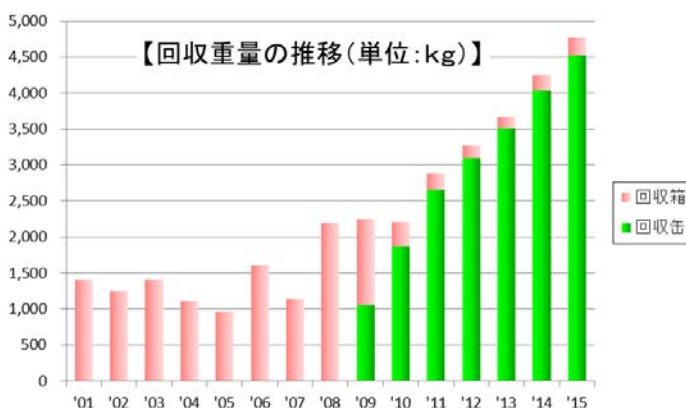


② 水銀汚染防止法における電池への水銀使用規制の内容

対象電池	規制値	規制開始日
・ボタン形酸化銀電池	水銀使用量が電池重量当たり1%未満であること	2018年 1月 1日
・ボタン形空気亜鉛電池	水銀使用量が電池重量当たり2%未満であること	2018年 1月 1日
・ボタン形アルカリマンガン電池	水銀を使用していないこと	2020年12月31日
・上記以外の全ての電池	水銀を使用していないこと	2018年 1月 1日

③ 一般社団法人 電池工業会によるボタン電池回収処理事業の概要

- ボタン電池に含まれる水銀の適正処理を目的として、2009年度から始まったBAJによる自主取組で、ボタン電池を販売する小売店に回収缶を設置して、無償で回収・適正処理を行っている。
- 回収対象電池：BAJ会員が製造・販売したボタン電池（酸化銀電池、アルカリボタン電池、空気亜鉛電池）。リチウムコイン電池はもともと水銀を使用しておらず、回収の対象外。
- 法的根拠：産業廃棄物広域認定（第169号）を取得して実施。
- ボタン電池の回収は、従来から電池メーカー各社によって行われてきた（下のグラフの「回収箱」部分）が、2009年度に運営をBAJに一元化し、回収協力店の登録と公開を行った。水銀汚染防止法の後押しもあり、回収量は従来レベルの3倍以上に伸び、現在も拡大を続けている（下のグラフの「回収缶」部分）。
- ボタン電池回収についての詳細は、ボタン電池回収サイト（<http://www.botankaishu.jp/m/top.php>）を参照されたい。



④ 一次電池における無水銀表示の例

【ボタン電池 (BAJ会員)】



【ボタン電池 (BAJ会員外)】



【乾電池】



水銀使用ランプの表示等情報提供について

2016年12月27日

一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

Japan Lighting Manufacturers Association
(JLMA)

1

1. 業界団体による自主ガイドラインについて

1.1 自主ガイドラインの概要

(1) 自主ガイドラインの策定方法

- ・政府ガイドラインを踏まえて、(一社)日本照明工業会(以降、JLMAという。)の環境関連委員会で原案を作成し、上部委員会の審議を経て理事会で承認し、日本照明工業会ガイドとして制定、公表した。

・JLMAガイド B012

「水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」

(2) 自主ガイドラインの策定・公表時期

- ・策定(制定)時期 : 2016年10月14日
- ・公表時期 : 2016年10月25日
(JLMAホームページに掲載)

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/index.htm>

(3) 自主ガイドライン(JLMAガイド B012)の内容

(3-1) 添付資料

JLMAガイド B012

「水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」

(3-2) 策定の要点

水銀使用ランプの製造・輸入事業者が参考にすべき事項に関し、政府ガイドラインの内容をほぼそのまま採用し、追加又は変更した箇所には下線を付した。

その上で、情報提供のポイントとなる表示及び表示以外の方法については、水銀使用ランプに関する統一的な方法を示すため、それぞれの具体的な方法を**附属書A**及び**附属書B**として新たに追加した。

(3-3) 附属書A「水銀使用ランプへの表示」の概要

本体4.1.1の基本方針に基づき、表示の中でも製品本体への表示>パッケージへの表示>取扱説明書への表示の順に優先させることとし、製品本体への表示の場合とパッケージ又は取扱説明書への表示の場合について具体的な表示方法を示した。

製品本体への表示方法としては、表示スペース等を考慮して、米国の一部の州やカナダが水銀使用ランプに求めている表示を参考に、水銀使用マーク「**(Hg)**」又は**Hg**」を表示することとした。また、パッケージ又は取扱説明書への表示方法としては、水銀使用マークとともに「使用済みランプの排出方法」に関する文言を表示することとした。

【本体表示例】



【パッケージ表示例】

「○○ランプは水銀使用製品です。家庭では自治体ルールに従い分別・排出し、事業所等では法令に従い処理してください。」

(3-4) 附属書B「水銀使用ランプへの表示以外の情報提供」の概要

表示以外の情報提供の方法としては、ウェブページへの掲載及びカタログ・パンフレットへの掲載について実施することとし、具体的な掲載内容を下記のように示した。

【ウェブページへの掲載】

- a) 水銀使用ランプの種類, b) 水銀使用ランプの見分け方
 - c) 一般的な水銀含有量, d) 使用済み水銀使用ランプの排出方法
- ※JLMAホームページへのリンクでもよいとした。

【カタログ・パンフレットへの掲載】

- a) 「〇〇ランプは、水銀使用製品ですので、一般家庭から排出される場合は、ガラスの破損に注意し、自治体の回収ルールに従い正しく分別・排出してください。」
- b) 「〇〇ランプは、水銀使用製品ですので、事業所等から排出される場合は、廃棄物処理法に則り適正に行ってください。」

(4) 自主ガイドラインの見直し時期

「6 ガイドラインの見直し」として、下記のように規定した。

「このガイドラインは、政府のガイドラインの見直し、関連法規の動向、自治体等の分別・回収状況等に応じて、適宜見直すものとする。」

特に、「自治体等の分別・回収状況等に応じて」については、表示等で行っている「排出方法」に関する情報提供に変化が生じた時などを想定している。

1. 業界団体による自主ガイドラインについて

1.2 情報提供の方法の具体的な改善事例

(1) 本体への表示の改善事例

・(Hg)マークの付与

【蛍光灯の例】

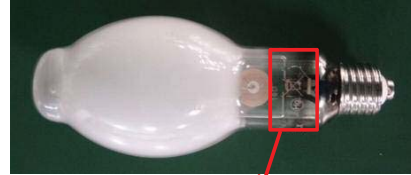


2016/10～
 FCL30,32,40
 の一部品種
 (3波長形)



2016/11～
 FL20SS
 FCL30,32,40
 の一部品種

【HIDランプの例】



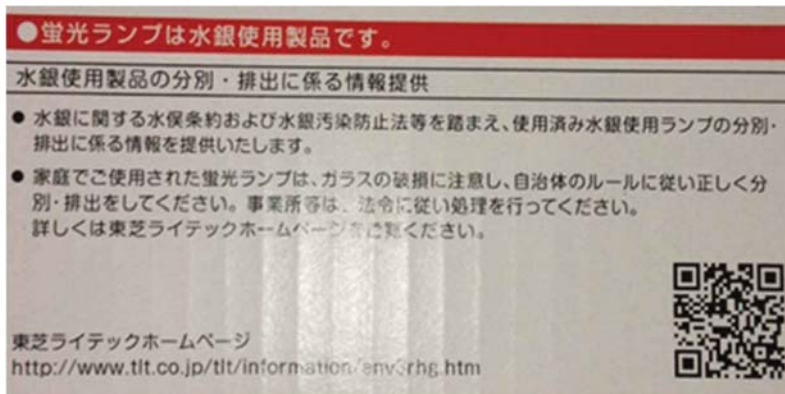
2016/11～順次開始
 ※岩崎電気(株)の例

1. 業界団体による自主ガイドラインについて

1.2 情報提供の方法の具体的な改善事例

(2) パッケージへの表示の改善事例 (東芝ライテック(株)の例)

・表示内容: 水銀使用製品であること及び排出方法を記載



・実施品種: FCL30, FCL32, FCL40の一部品種(3波長形)

・実施時期: 2016年10月

1. 業界団体による自主ガイドラインについて

1.2 情報提供の方法の具体的な改善事例

(3) ウェブページへの掲載の改善事例

JLMA: 2015/1~

■ JLMA及び会員企業のホームページで下記内容を情報提供

1. 水銀使用ランプの種類、主な用途及び見分け方
2. 水銀使用ランプの水銀含有量
3. 水銀使用していないランプの種類、主な用途及び見分け方
4. 使用済み水銀使用ランプの排出方法
5. 廃棄物データシート(WDS)の紹介
6. 水銀回収処理業者及び処理実績地域の紹介
7. ランプのリサイクル処理フローの紹介

ホームページの抜粋

<http://www.jlma.or.jp/anzen/suigin/index.htm>

但し、下記のようなランプには水銀を含みません。

分類	ランプ写真	品番等による見分け方	主な用途
直管LEDランプ		LDで始まる品番のもの、"LED"の表示があるもの、管がプラスチック樹脂のもの	直管蛍光ランプの代替LEDランプ
電球形LEDランプ		LDで始まる品番	白熱電球や電球形蛍光ランプの代替LEDランプ
白熱電球		L、LW、G、M、R、RXなどで始まる品番	従来から家庭用として広く使用されています

分類	具体的なランプ名	ランプ写真	品番等による見分け方	主な用途	一般的な水銀添加量
直管蛍光ランプ (定格ランプ電力50W未満)			Fで始まる品番 FH、FL、FLR 他	一般照明 (例) ・デパート、レストラン、スーパーなどの店舗照明 ・一般事務室をはじめとするオフィス照明 ・駅、学校などの公共施設照明	3~5mg
直管蛍光ランプ (定格ランプ電力50W以上)			Fで始まる品番 FH、FL、FLR 他	一般照明 (例) ・デパート、レストラン、スーパーなどの店舗照明 ・一般事務室をはじめとするオフィス照明 ・駅、学校などの公共施設照明	5~30mg
コンパクト形蛍光ランプ			Fで始まる品番 FHT、FPL、FDL 他	一般照明 (例) ・商業施設、ホテルなどのダウンライト ・街路灯	3~15mg
電球形蛍光ランプ			EFで始まる品番 EFA、EFD、EFG	一般照明 (電球形金器具) (例) ・リビング、ダイニング、廊下など住宅照明全般 ・デパート、レストラン、スーパーなどの店舗照明 ・ホテルのエントランスや客室などの業務照明	2~5mg

1. 業界団体による自主ガイドラインについて

1.2 情報提供の方法の具体的な改善事例

(4) カタログへの掲載の改善事例 (各社の事例)

A社: 2015/4~



■ 水銀添加ランプの適正回収、排出について
 蛍光ランプは、水銀を使用していますので、
 ・一般家庭から排出する際は、ガラスの破損に注意し、自治体の回収ルールに従い正しく分別・排出してください。
 ・事業所等から排出する際は、廃棄物処理法に則り適正におこなってください。
 水銀使用ランプの種類と見分け方について詳しく知りたい方は、
 (一社) 日本照明工業会ホームページをご覧ください。
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/index.htm>



■ 水銀添加ランプの適正回収、排出について
 HIDランプは、水銀を使用していますので^{※1}、
 ・一般家庭から排出する際は、ガラスの破損に注意し、自治体の回収ルールに従い正しく分別・排出してください。
 ・事業所等から排出する際は、廃棄物処理法に則り適正におこなってください。
 水銀使用ランプの種類と見分け方について詳しく知りたい方は、
 (一社) 日本照明工業会ホームページをご覧ください。
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/index.htm>
 ※1 低圧ナトリウムランプは水銀を使用していません。

1. 業界団体による自主ガイドラインについて

1.2 情報提供の方法の具体的な改善事例

(4) カタログへの掲載の改善事例 (各社の事例)


B社: 2015/12~

<p>使用済み水銀添加ランプの適正回収に係る情報提供について</p> <p>(一社)日本照明工業会は、水銀に関する水俣条約を踏まえ、既存の使用済み水銀添加ランプの回収スキームにおける水銀回収のための普及啓発活動の一環として、使用済み水銀添加ランプの適正回収に係る情報を以下ホームページにて提供しています。</p> <p>http://jlma.or.jp/anzen/suigin/index.htm</p> <p>家庭及び事業者で使用される水銀添加ランプの種類や排出方法は異なりますので、「家庭向け」及び「事業者向け」に分けて紹介しています。</p>	<p>家庭向け水銀添加ランプの適正回収について</p> <p>○家庭向け水銀添加ランプの排出にあたって</p> <p>一般家庭で使用される蛍光ランプ等は、微量ですが水銀を含有していますので、ガラスの破損に注意し、自治体の回収ルールに従い正しく分別・排出してください。</p>
	<p>事業者向け水銀添加ランプの適正回収及び排出について</p> <p>○事業者向け水銀添加ランプの排出にあたって</p> <p>事業者向け使用済み水銀添加ランプを排出する際は、廃棄物処理法に則り適正に行ってください。</p> <p>排出時の安全及び処理委託上の注意点につきましては、左記ホームページにてご確認ください。</p>

C社: 2016/5~

<p>使用済み水銀使用ランプの分別・回収に係る情報提供について</p> <p>(一社)日本照明工業会は、水銀に関する水俣条約を踏まえ、既存の使用済み水銀使用ランプの回収スキームにおける水銀回収のための普及啓発活動の一環として、使用済み水銀使用ランプの分別・回収に係る情報を以下ホームページにて提供しています。</p> <p>http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/index.htm</p> <p>家庭及び事業者で使用される水銀使用ランプの種類や排出方法は異なりますので、「家庭向け」及び「事業者向け」に分けて紹介しています。</p> <p>家庭向け水銀使用ランプの分別・回収にあたって</p> <p>一般家庭で使用される蛍光ランプ等は、微量ですが水銀を含有していますので、ガラスの破損に注意し、自治体の回収ルールに従い正しく分別・排出してください。</p> <p>事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出にあたって</p> <p>事業者向け使用済み水銀使用ランプを排出する際は、廃棄物処理法に則り適正に行ってください。</p> <p>*排出時の安全及び処理委託上の注意点につきましては、上記ホームページにてご確認ください。</p>	<p>事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について</p> <p>事業者向け使用済み水銀使用ランプを排出する際は、廃棄物処理法に則り適正に行ってください。</p> <p>排出時の安全及び処理委託上の注意点につきましては、左記ホームページにてご確認ください。</p>
---	---

D社: 2016/4~

<p>使用済み水銀使用ランプの分別・回収に係る情報提供について</p> <p>(一社)日本照明工業会は、水銀に関する水俣条約を踏まえ、既存の使用済み水銀使用ランプの回収スキームにおける水銀回収のための普及啓発活動の一環として、使用済み水銀使用ランプの分別・回収に係る情報を提供いたします。</p> <p>家庭及び事業者で使用される水銀使用ランプの種類や排出方法は異なりますので、「家庭向け」及び「事業者向け」に分けて紹介いたします。</p> <p>家庭向け水銀使用ランプの分別・回収について</p> <p>○家庭向け水銀使用ランプの排出にあたって</p> <p>一般家庭で使用される蛍光ランプ等は、微量ですが水銀を含有していますので、ガラスの破損に注意し、自治体の回収ルールに従い正しく分別・排出してください。</p> <p>事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について</p> <p>○事業者向け水銀使用ランプの排出にあたって</p> <p>事業者向け使用済み水銀使用ランプを排出する際は、廃棄物処理法に則り適正に行ってください。</p> <p>排出時の安全及び処理委託上の注意点の詳細は、右記ホームページをご参照ください。</p>	<p>詳しくはホームページをご覧ください</p> <p>(一社)日本照明工業会 使用済み水銀使用ランプの 分別・回収に係る情報提供について http://www.jlma.or.jp/anzen/suigin/index.htm</p> 
--	---

1. 業界団体による自主ガイドラインについて

1.3 情報提供の方法等の取組に関する消費者への周知

特に **(Hg)** マークの周知が必要であり、今後、JLMAホームページ及び各社ホームページ・カタログでの周知を図る予定。

自治体や全国産業廃棄物連合会などを通じた周知も図りたく、ご支援をお願いしたい。

1. 業界団体による自主ガイドラインについて

1.4 業界内での周知方法及び実施状況の確認体制

(1) 業界内の周知方法について

- ・JLMA全会員代表に対し、自主ガイドライン(JLMAガイドB012)制定の報告とガイドに則った水銀使用ランプに関する情報提供を依頼。
- ・JLMAホームページに、自主ガイドライン(JLMAガイドB 012)を公表し、全国の水銀使用ランプの製造・輸入事業者に対し、このガイドに則った情報提供をお願いした。
- ・JLMAの会員連絡会(関東:10月25日、関西:10月28日)にて、会員向けの説明会を実施。
- ・今後、後述するアンケート等で必要と判断されたら、更に検討予定。

(2) 実施状況の確認体制について

- ・当会の環境関連委員会で、実施状況の確認・フォローを行う体制としており、会員に対して、アンケートによる定期的なフォローを計画している。

2. 自主ガイドラインの策定以外の取組について

2.1 情報提供パンフレットによる啓発活動 2015/9～

■ 情報提供の内容

1. 水銀使用ランプ及び水銀使用していないランプの種類
2. 使用済み水銀使用ランプの排出方法
3. ランプのリサイクル処理フローの紹介

■ 配布の例

1. 全国産業廃棄物連合会との連携
2. 全都清との連携
3. 水銀回収処理業者との連携
4. 「あかりの日」の街頭PRで配布
5. 自治体や産廃処理業者向け展示会・セミナーで配布



日本照明工業会ガイド B012 『水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン』の発行について

このガイドは、経済産業省及び環境省が公開した「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（以降、政府ガイドラインという。）⁽¹⁾を受けて、（一社）日本照明工業会が、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第18条⁽²⁾に基づく水銀使用ランプの製造・輸入事業者による努力義務達成に資することを目的に作成・公開したものです。

水銀使用ランプの製造・輸入事業者の皆様におかれましては、このガイドに則り、水銀等に関する情報提供に努めていただきますようお願いいたします。

注(1) 政府ガイドラインは、下記 URL から閲覧可能。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160915003/20160915003.html>

注(2) 法第18条は、事業者の責務として「水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することに資する情報を提供するように努めなければならない。」としている。

問い合わせ先：一般社団法人 日本照明工業会 技術部
TEL 03-6803-0501

日本照明工業会ガイド

水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための
表示等情報提供に関するガイドライン

ガイドB 012 : 2016

2016年（平成28年）10月14日 制定

一般社団法人 日本照明工業会

Japan Lighting Manufacturers Association

まえがき

このガイドは、一般社団法人日本照明工業会が制定した団体規格であり、光源デバイス環境対策小委員会が原案を作成し、光源デバイス技術委員会の審議を経て、理事会で承認したものである。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための 表示等情報提供に関するガイドライン

1 背景と目的

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第 18 条に基づき、消費者による製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するための水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供が努力義務として要求されている。

経済産業省及び環境省は、これを受け、情報提供の望ましい在り方を解説し、水銀使用製品の製造・輸入事業者がその情報提供を行う上で参考とするよう、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（以下「政府ガイドライン」）を公開した。

この**ガイド B012** は、上記「政府ガイドライン」に従い、（一社）日本照明工業会が、水銀使用ランプの製造・輸入事業者による上記努力義務達成に資する目的で、平成 28 年（西暦 2016 年）10 月に制定及び公開したものである。

注記 本文 2～6 の記載において、本ガイドとして追加又は変更した箇所を参考までに下線で示す。下線のない部分は、政府ガイドラインの記載通りである。

2 対象範囲

- (a) 国内において流通する全ての水銀使用ランプに係る製造・輸入事業者。
- (b) 消費者への情報提供を対象とする。なお、組込製品に組み込むことを前提に組込製品の製造業者に販売される場合の、当該組込製品製造事業者への情報提供も対象とする。

3 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、以下のとおりである。

- (a) 水銀使用製品、新用途水銀使用製品：「水銀使用製品」とは、水銀等（水銀及びその化合物をいう。以下同じ。）が使用されている製品をいい、「新用途水銀使用製品」とは、既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるもの以外の水銀使用製品をいう。（組込製品を含む。）
- (b) 組込製品：水銀使用製品を部品又は材料として用いて製造された製品。

- (c) 情報提供：表示、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等、譲渡先が当該製品に水銀等が使用されていること（水銀等使用）等を認識できるようにすること。
- (d) 表示：製品本体又はそれに付随するもの（添付文書その他の取扱説明書やパッケージ）に、水銀等使用等について記載又はラベル・銘板貼付を行うこと。
- (e) 消費者：水銀使用製品のエンドユーザーであり、当該製品を一般廃棄物として排出する者及び産業廃棄物として排出する者（個人，事業者）。
- (f) 既製造品：本ガイドラインの公表日までに製造又は輸入された水銀使用製品。
- (g) 水銀使用ランプ，新用途水銀使用ランプ：「水銀使用製品」，「新用途水銀使用製品」のうち，ランプ製品をそれぞれ「水銀使用ランプ」，「新用途水銀使用ランプ」という。

4 情報提供の在り方

4.1 基本方針

- (a) 水銀使用製品の廃棄時における環境汚染を防止すべく、製品からの水銀回収や焼却処理の防止を進めるためには、その廃棄時における適正分別・排出が必要である。
- (b) 水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供を、水銀使用製品としての取扱いが必要であることが消費者にとって容易に分かりやすい形で行う。なお、消費者にとって容易に分かりやすい形での情報提供は、消費者による製品選択にも効果がある。

4.1.1 今後製造される製品の適正分別・回収の促進に関する基本方針

- (a) 製品廃棄段階で水銀等が使用されていると認識することの容易さの観点では、表示による情報提供が表示以外の方法（パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等）よりも優先され、また、表示の中では製品本体表示＞パッケージ表示＞取扱説明書記載の順に優先されるが、以下の水銀使用ランプの種類・特性等の状況を考慮して効果が大きいと考えられる情報提供を行うことが適当である。

- ✓ 製品の大きさ・形状，販売・使用形態，水銀含有量
- ✓ 廃棄された水銀使用ランプを適正に回収・処理するための市町村等の措置
- ✓ 消費者や組込事業者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）等を踏まえ求められる取組
- ✓ 情報提供の費用
- ✓ 水銀そのものが容易に見えるか否か

(b) 既製造品に関する情報提供も踏まえつつ、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等について、上述の考慮すべき状況を踏まえ、効果が大きいと考えられるものを併せて行うことが適当である。

4.1.2 既製造品の適正分別・回収の促進に関する基本方針

(a) 既製造品への表示は困難であることから、表示以外の情報提供を行う。

(b) 上述の考慮すべき状況や、既製造品の推定量及び今後の見込み等を踏まえ、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等について、効果が大きいと考えられるものを行うことが適当である。

4.2 情報提供の内容・方法

水銀使用ランプの情報提供は、4.1の基本方針を踏まえ、下記のとおり行う。

4.2.1 表示

(a) 水銀等の使用を認識すること等により、市町村等の分別・回収ルールその他廃棄物処理法等を踏まえた廃棄の必要性を消費者が認識できるものであること。なお、4.1を踏まえた上で、分別・回収の重要性や水銀等の使用箇所、水銀の含有量（重量、濃度）についての情報も可能な限り含めることが望ましい。パッケージ表示や取扱説明書記載を併せて行うことで、更に表示以外の方法を併せて行うことで、必要な情報提供を補完することも考えられる。

(b) 表示には、分かりやすい、統一感のあるシンプルなものを用いる。（表示の統一感や効率性の観点からは、海外における表示との整合性も考慮）。

(c) 製品廃棄段階で水銀等が使用されていることが容易に認識されることが重要であることから、本体表示を行う際は、製品の廃棄段階まで維持される方法とする。

(d) 消費者による製品選択に資するという意味では、販売店店頭で選択される商品については、パッケージ表示の効果は比較的大きいと考えられる。

(e) 推奨される表示方法を、附属書 A に示す。

4.2.2 表示以外の情報提供

(a) 水銀使用ランプのうち、使用者が多数であるもの、カタログ・パンフレット及びウェブページにおいて選択されるものへの効果が比較的大きいと考えられる。

(b) 水銀使用ランプの判別方法、分別・回収の重要性、処分方法に関する情報を含める。カタログ・パンフレットへの掲載・配布、ウェブページへの掲載、販売店での告知等により行う。なお、消費者による製品選択に資するという意味では、製品選択の際に直接目にする情報提供の方法や場所での情報提供の効果は比較的大きい。情報の内容に応じ、カタログ・パンフレット、ウェブページ及び販売店の中から複数活用することも考えられる。

(c) 推奨される表示以外の情報提供の方法を、附属書 B に示す。

4.3 その他

- (a) 輸入製品についても、国内製造製品と同様に情報提供を行う。
- (b) 特に製造・輸入事業者のうち中小企業の割合が高い水銀使用製品に関しては、業界全体での後押しも重要である。
- (c) 新用途水銀使用ランプにおける表示等の情報提供については、当該新用途水銀使用ランプのもたらす人の健康の保護又は生活環境の保全に係る損失を抑制するための対策の一つとして、表示の有無等、当該ランプの水銀含有に係る情報提供手法の見直しについても考慮することが適当。なお、含めるべき情報、表示場所等については水銀使用ランプの基本的な考え方に準じる。

5 情報提供の開始時期

法第 18 条の施行日は平成 28（2016）年 12 月 18 日であるが、ウェブ上での情報提供等、製品や包装のデザインを変更する必要がない手段による情報提供については、当該施行日以前においても、順次実施していくことが望ましい。ただし、表示に係る情報提供については、当該規定の施行日以降、個別の製品等の版の更新時期に合わせて順次実施していく等、効率的・効果的に開始することが望ましい。

なお、当該施行日以前に版の更新等がある場合には、施行日以前に前倒して実施してもよい。

6 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、政府ガイドラインの見直し、関連法規の動向、自治体等の分別・回収状況等に応じて、適宜見直すものとする。

附属書 A

水銀使用ランプへの表示

A.1 一般事項

今後製造される水銀使用ランプには、水銀等の使用に関する情報を、次の要領で表示する。なお、表示は、本体 4.1.1 の基本方針に基づき、製品本体への表示>パッケージへの表示>取扱説明書への表示の順に優先させることが望ましい。

A.2 適用範囲

日本国内で販売するものであって、今後製造される水銀使用ランプに適用する。

注記 一般廃棄物として扱われる可能性の高い家庭用水銀使用ランプへの適用を優先しつつ、本体 4.1.1 の基本方針を踏まえた上で、可能な限りすべての水銀使用ランプに適用することが望ましい。

A.3 表示方法

A.3.1 ランプ本体への表示の場合

ランプ本体の見えやすい場所に、次に示すような水銀使用マークを表示する。

(a) 水銀使用マーク

 又は Hg

(b) 水銀使用マークの寸法

目視で識別できる大きさとする。(推奨 3.5 mm 以上)

(c) 表示の強度

容易に消えないこと。

(d) 表示の例



A.3.2 パッケージ又は取扱説明書への表示の場合

パッケージ又は取扱説明書に、A.3.1 に示すような水銀使用マークのほかに、「水銀使用」及び「使用済みランプの排出方法」に関する次のような趣旨の情報を表示する。

「○○ランプは水銀使用製品です。家庭では自治体ルールに従い分別・排出し、事業所等では法令に従い処理してください。」

附属書 B

水銀使用ランプへの表示以外の情報提供

B.1 一般事項

水銀使用ランプへの水銀等の使用に関する表示以外の情報提供は、次に掲げる2つの方法について、次の要領で実施する。

- (a) ウェブページへの掲載
- (b) カタログ・パンフレットへの掲載

B.2 適用範囲

日本国内で販売する水銀使用ランプに適用する。

B.3 情報提供の方法

B.3.1 ウェブページへの掲載

水銀使用ランプの水銀等の使用に関する情報について、次のような内容をウェブページに掲載する。なお、(一社)日本照明工業会のホームページへのリンクによる掲載でもよい。ただし、ホームページを有しない場合は、この限りではない。

- (a) 水銀使用ランプの種類
- (b) 水銀使用ランプの見分け方
- (c) 一般的な水銀含有量
- (d) 使用済み水銀使用ランプの排出方法

B.3.2 カタログ・パンフレットへの掲載

カタログの各種水銀使用ランプのトップページ又はそれに準じる場所に、「水銀使用」及び「使用済みランプの排出方法」に関する次のような趣旨の情報を掲載する。また、パンフレットの場合も、カタログに準じた情報を掲載する。

- (a) ○○ランプは、水銀使用製品ですので、一般家庭から排出される場合は、ガラスの破損に注意し、自治体の回収ルールに従い正しく分別・排出してください。
- (b) ○○ランプは、水銀使用製品ですので、事業所等から排出される場合は、廃棄物処理法に則り適正に行ってください。

注記 「水銀使用」については、次の例のように、水銀使用ランプの特性表等に記載してもよい。

(例) 形名	希 望 小 売 格	商品コード	ご注文形名	在庫	標準 梱包	光源色	寸法(mm)		質量 (g)	口金	定格 ランプ 電力 (W)	ランプ 電流 (A)	全光束 (lm)	定格 寿命 (h)	適合 点灯管	適合 電子 点灯管	水銀 含有
							管径	管長									
FL20SS/EX-N/18	…	…	FL20SS/EX-N/18	◎	25	3波長 昼白色	29	580	112	G13	18	0.35	1470	15000	FG-1E FG-1P	FE1E	有

水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための 表示等情報提供に関するガイドライン

解説

1 制定の趣旨

このガイドは、経済産業省及び環境省が公開した「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（以降、政府ガイドラインという。）⁽¹⁾を受けて、（一社）日本照明工業会が、法第 18 条⁽²⁾に基づく水銀使用ランプの製造・輸入事業者による努力義務達成に資する目的で制定したものである。

注(1) 政府ガイドラインは、下記 URL から閲覧可能。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160915003/20160915003.html>

注(2) 法第 18 条は、事業者の責務として「水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することに資する情報を提供するように努めなければならない。」としている。

2 本体各構成要素の解説

本体の内容は、水銀使用ランプの製造・輸入事業者が参考にすべき事項に関して、政府ガイドラインの内容をほぼそのまま採用し、追加又は変更した箇所については下線を付した。各箇条における追加又は変更した内容は次の通りである。ただし、単に理解度をあげるために追加した補足的文言の説明は省略する。

2.1 対象範囲（本体の箇条 2）

「水銀使用製品」を「水銀使用ランプ」に変更して対象範囲を明確にした。なお、この変更はこのガイドのタイトルも含め全般的に実施している。以降、この変更については言及しない。

2.2 用語の定義（本体の箇条 3）

「(g) 水銀使用ランプ，新用途水銀使用ランプ」の定義を追加した。

2.3 表示（本体の 4.2.1）

「(e) 推奨される表示方法を，附属書 A に示す。」を追加し，さらに推奨される具体的な表示方法を附属書 A として追加した。

2.4 表示以外の情報提供（本体の 4.2.2）

「(c) 推奨される表示以外の情報提供の方法を、附属書 B に示す。」を追加し、さらに推奨される具体的な表示以外の情報提供の方法を附属書 B として追加した。

2.5 情報提供の開始時期（本体の箇条 5）

表示に関して、施行前も計画的に進められるよう、「なお、当該施行日以前に版の更新等がある場合には、施行日以前に前倒しして実施してもよい。」を追加した。

2.6 ガイドラインの見直し（本体の箇条 6）

政府ガイドラインの見直しのほか、関連法規の動向、自治体等の分別・回収状況等に応じて、適宜見直すとした。

2.7 水銀使用ランプへの表示（附属書 A）

推奨される水銀使用ランプへの表示について、一般事項、適用範囲及び具体的な表示方法を附属書 A として追加した。

本体 4.1.1 の基本方針に基づき、表示の中でも製品本体への表示＞パッケージへの表示＞取扱説明書への表示の順に優先させることが望ましいとし、製品本体への表示の場合とパッケージ又は取扱説明書への表示の場合について具体的な表示方法を示した。

製品本体への表示方法としては、表示スペース等を考慮して、米国の各州やカナダが水銀使用ランプに求めている表示を参考に、水銀使用マーク「Hg」又は **Hg**」を表示することとした。また、パッケージ又は取扱説明書への表示方法としては、水銀使用マークとともに「使用済みランプの排出方法」に関する文言を表示することとした。

2.8 水銀使用ランプへの表示以外の情報提供（附属書 B）

推奨される水銀使用ランプへの表示以外の情報提供について、一般事項、適用範囲及び具体的な情報提供の方法を附属書 B として追加した。

表示以外の情報提供の方法としては、ウェブページへの掲載及びカタログ・パンフレットへの掲載について実施することとし、具体的な掲載内容を示した。なお、販売店での告知については特に触れていないが、必要に応じ同様の内容で対応していただきたい。

3 原案作成委員会の構成表

原案作成委員会の構成表を、次に示す。

光源デバイス環境対策小委員会

（主 査）	伊藤 隆弘	NECライティング株式会社
（副主査）	山内 政典	パナソニック株式会社エコソリューションズ社
（委 員）	米田 賢二	岩崎電気株式会社

	氏家 啓一	ウシオ電機株式会社
	飯田 匡	三共電気株式会社
	久保 良博	DNライティング株式会社
	川島 淨子	東芝ライテック株式会社
	松原 滋	野村興産株式会社
	赤堀 伸二	浜松ホトニクス株式会社
	高橋 喜将	日立アプライアンス株式会社
	町田 浩	フェニックス電機株式会社
	乾 裕紀	プリンス電機株式会社
	渋谷 信之	三菱電機照明株式会社
(関係者)	豊田 和久	日立アプライアンス株式会社
(事務局)	八木 敏治	一般社団法人日本照明工業会
	柳 正	一般社団法人日本照明工業会



水銀使用ランプの 分別・回収のための情報提供

どんなランプに水銀を使用しているの？

一般家庭で使用されるランプの種類には、白熱電球、ハロゲン電球、蛍光ランプ、HIDランプ、LEDランプがありますが、**水銀を微量ながら使用しているのは、蛍光ランプとHIDランプ**です。

ランプの種類と水銀使用ランプ



リビング



ダイニング



洗面所



寝室



勉強部屋



庭園照明

水銀を使用しているランプ

蛍光ランプ



HIDランプ



蛍光ランプ……… リビング、ダイニング、洗面所、寝室、勉強部屋など広く、メイン照明として使用されています。
HIDランプ……… 庭園などで使用されることがあります。

水銀を使用していないランプ

白熱電球



白熱電球 …… 従来からご家庭で広く使用されています。

ハロゲン電球



ハロゲン電球 …… リビング、ダイニングなどのスポット照明などで使用されることがあります。

LEDランプ



LEDランプ……… 最近、白熱電球、電球形蛍光ランプ、直管蛍光ランプなどの代わりに使用されている、省エネタイプのランプです。

水銀使用ランプは、どのように処分したらいいの？

水銀使用ランプは、微量ですが水銀を使用していますので、

ガラスの破損に注意して、自治体の回収ルールに従い正しく分別して出してください。



水銀使用ランプの種類と見分け方について詳しく知りたい方は、日本照明工業会ホームページをご覧ください。<http://www.jlma.or.jp/anzen/suigin/katei.htm>

使用済み水銀添加ランプの水銀回収に関する協議会

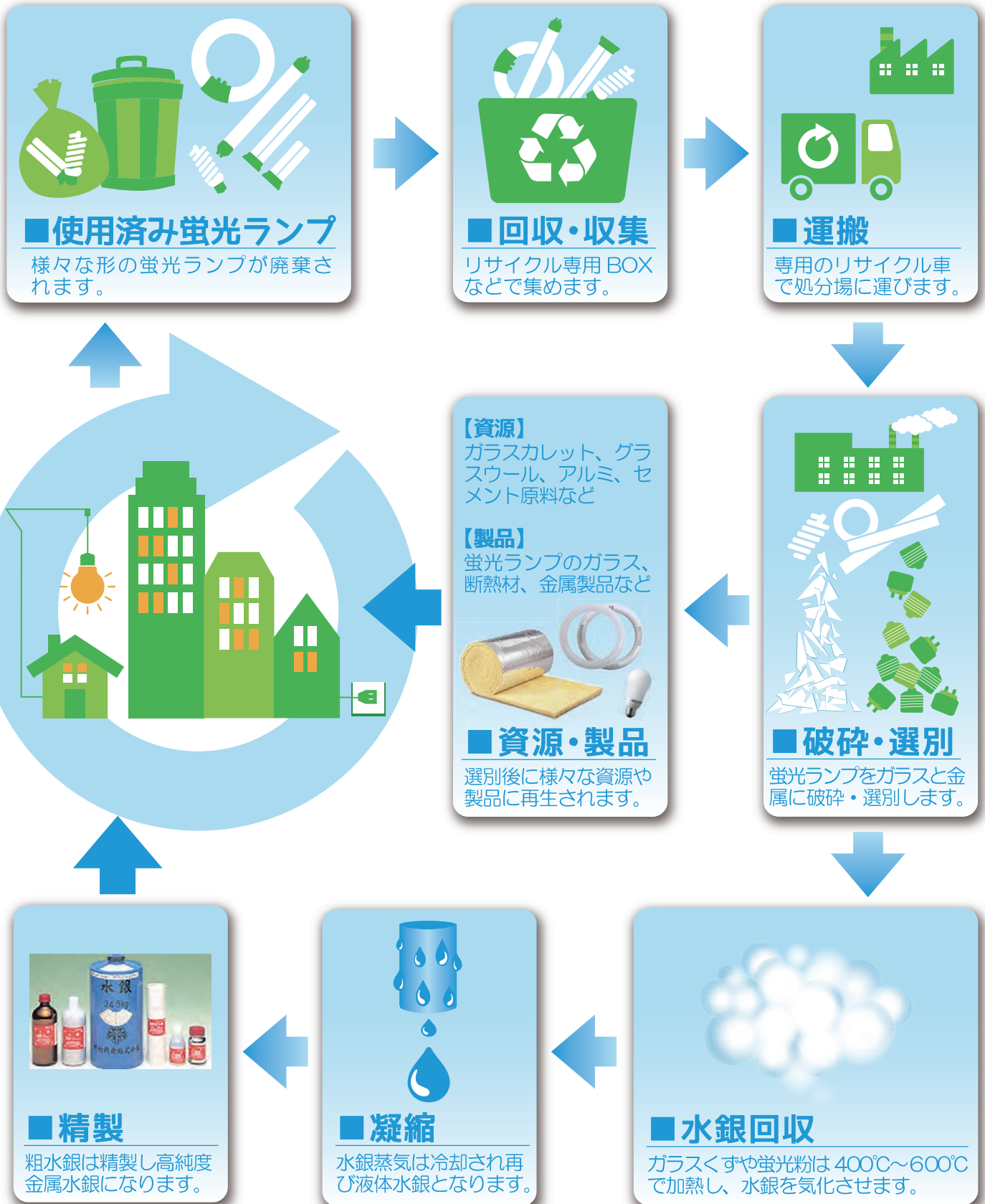
JLMA 一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association <http://www.jlma.or.jp/>

〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8F 電話：(03)6803-0501(代) FAX：(03)6803-0064

使用済み蛍光ランプ

が生まれ変わるまで

RECYCLING





水銀使用ランプの 分別・回収のための情報提供

どんなランプに水銀を使用しているの？

オフィス・商業施設や産業用途で使用されるランプの種類には、白熱電球、ハロゲン電球、LEDランプ、蛍光ランプ、HIDランプ、低圧放電ランプがありますが、

水銀を微量ながら使用しているのは、蛍光ランプ、HIDランプ及び低圧放電ランプです。

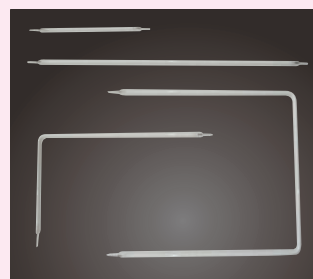
ランプの種類と水銀使用ランプ

水銀を使用しているランプ

蛍光ランプ



CCFL



HIDランプ (一般照明用)



HIDランプ (産業用)



低圧放電ランプ



水銀を使用していないランプ

白熱電球



ハロゲン電球



LEDランプ



水銀使用ランプの種類と見分け方について詳しく知りたい方は、日本照明工業会ホームページをご覧ください。<http://www.jlma.or.jp/anzen/suigin/jigyo.htm>

使用済み水銀添加ランプの水銀回収に関する協議会

JLMA 一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association <http://www.jlma.or.jp/>
〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8F 電話: (03) 6803-0501 (代) FAX: (03) 6803-0064

水銀使用ランプは、どのように処分したらいいの？

事業者が水銀使用ランプを排出する際は、廃棄物処理法に則り適正に行ってください。

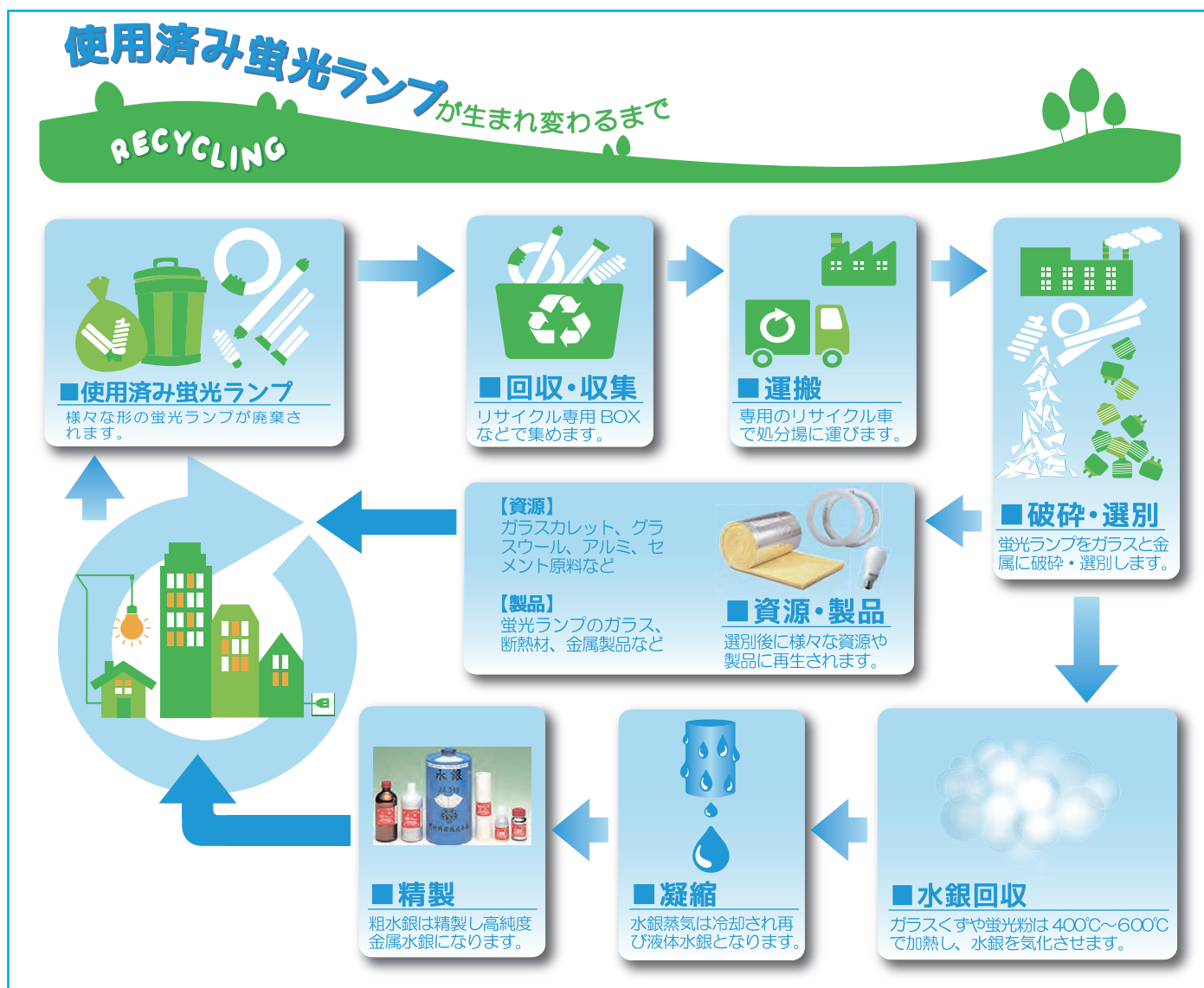
以下、排出まで及び処理委託上の注意点を説明します。

排出まで 水銀使用ランプは、他の廃棄物と分別してください。
水銀使用ランプは、故意に割らないでください。
水銀使用ランプは、処理排出まで適正に保管してください。

処理委託 水銀使用ランプの処理は、これらを取り扱うことのできる廃棄物処理専門業者に委託をしてください。
また、排出事業者が、廃棄物の処理を委託する場合、下記の手順が必要となります。



水銀使用ランプの処分方法について詳しく知りたい方は、日本照明工業会ホームページをご覧ください。
<http://www.jlma.or.jp/anzen/suigin/jigyo.htm>



電機・電子4団体 水銀使用製品等の適正分別・排出の確保のための 表示等情報提供に関するガイドラインについて

2016年12月27日

電機・電子4団体
製品化学物質専門委員会
副委員長 米川 和雄

I. 電機電子4団体とは

電機・電子4団体

CIAJ

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

製品分野 : 主に通信機械など

JBMIA

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

製品分野 : 主に事務機械など

JEMA

一般社団法人 日本電機工業会

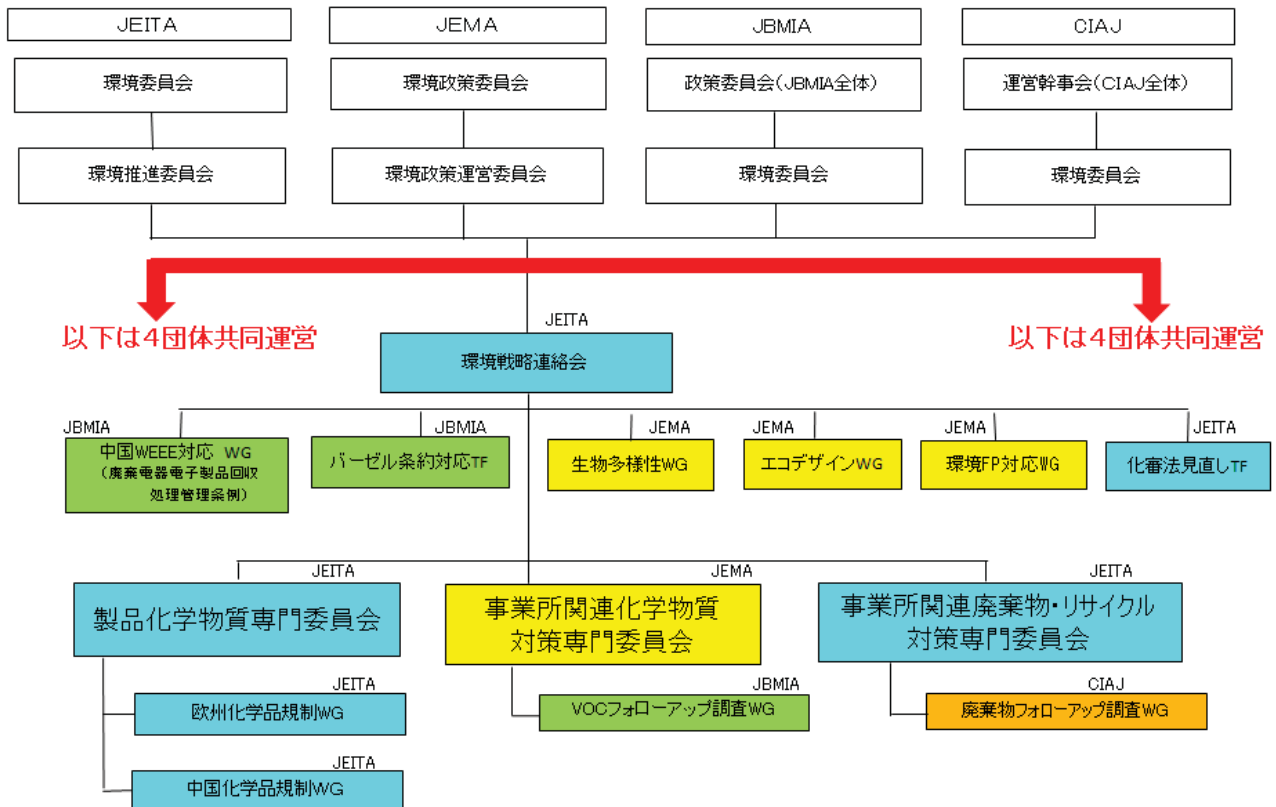
製品分野 : 主に白物家電、重電など

JEITA

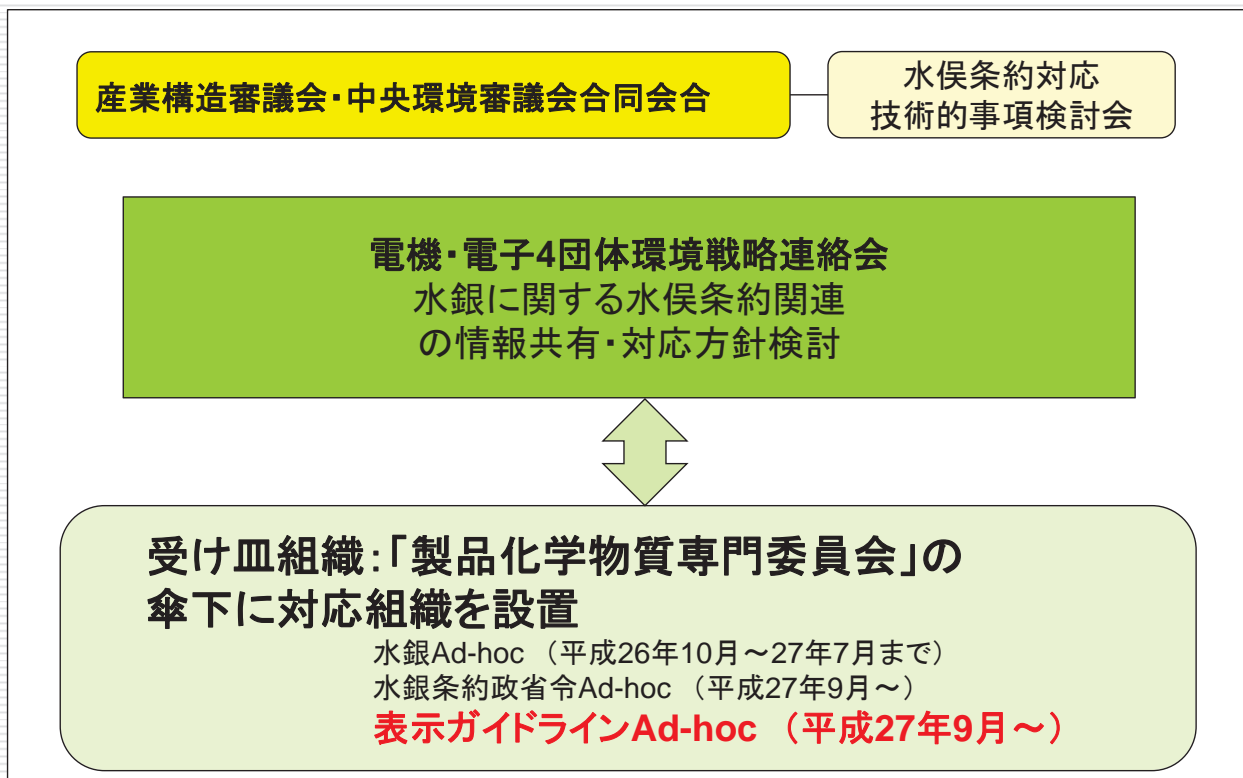
一般社団法人電子情報技術産業協会

製品分野: 主にAV・PC・半導体・電子部品など

II. 電機・電子4団体 環境分野委員会体制 (2016年度)



III. 電機・電子業界の水銀条約対応組織



電機・電子4団体 ガイドライン

公開日：2016年10月

発行元：電機・電子4団体
(JEITA, JEMA, CIAJ, JBMIA)

- RoHS指令等に従い、ほとんどの用途で水銀の含有を制限済み。
- 政府ガイドラインをベースに、電機電子業界の実務担当者が最も効果的な情報提供方法を選択できるよう、より具体的なガイダンスを追加した。

策定方法と 業界内の 周知方法

製品化学物質専門委員会傘下の表示ガイドライン Ad-hocで策定。ウェブサイトに公開。

実施状況 の確認

製品化学物質専門委員会が適宜実施

見直し

適宜実施

V.ガイドラインの要点①

1. 目的

消費者による製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するため

2. 対象範囲

- 情報提供をする側
国内において流通する水銀使用製品および水銀使用製品を組み込んだ電気電子製品に係る製造・輸入事業者。
- 情報のユーザー
消費者及び組込み製品製造事業者(注)への情報提供を対象とする。
(注:水銀使用製品を組込み製品製造事業者へ販売する場合)

3. 用語の定義

- 水銀使用製品 : 水銀等が使用されている電気電子製品
- 組込製品 : 水銀使用製品を部品または材料として用いて製造された電気電子製品
- 水銀使用製品等 : 水銀使用製品および組込製品

4. 情報提供のあり方

(1) 表示の優先順位

製品本体表示＞パッケージ表示＞取扱説明書記載の順
但し、水銀使用製品等の種類・特性等の状況を考慮して効果が大きいと考えられる情報提供を行うことが適当である。

(2) 今後製造される製品の情報提供の内容・方法

組込製品のうち、組み込まれた水銀使用製品が取り外せないものや、取り外しに特殊工具が必要なものは、組込製品自体を対象とする表示または情報提供を検討する。

消費者が交換可能な水銀使用製品(電池、ランプ等)を組み込んだ組込製品本体への水銀使用表示は、推奨しない。⇒取説やパッケージに、自治体等の要求に基づく適正処分を促す情報提供を推奨。

(3) 水銀使用情報

水銀使用情報を表示する場合には、欧米の法規制や業界のガイダンスで既に制定されているロゴ等、広く認識されている表示を採用することが望ましい。

7

(4) 新用途水銀使用製品の情報提供

電気電子機器において新用途水銀使用製品が新たに導入される可能性は低いと考えられるが、導入するのであれば本ガイドラインの考え方に準ずることが望ましい。

5. 電気電子機器分野で過去に販売された、主要な水銀使用製品を固定した状態で組み込んだ製品の代表例

- TV(CCFLを使用した液晶TV)
- ノートPC(CCFLを使用した液晶画面)
- PCモニター、ディスプレイ(車載も含む)(CCFLを使用した液晶モニター、液晶・ディスプレイ)

CCFL: Cold Cathode Fluorescent Lamp (冷陰極蛍光ランプ)

これらの製品群については、既存の法の枠組み(家電リサイクル法等や資源有効利用促進法)により分別回収がなされている。

8

JEITA 環境委員会

文字サイズ 小 中 大
[JEITAホーム](#)

環境委員会について
EU REACH
EU RoHS
中国版RoHS
日本J-Moss
地球温暖化
水銀条約関連

トップページ > 水銀条約関連

水銀に関する水俣条約について

(2016年10月3日更新)

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。平成25年10月に熊本県で開催された外交会議で、採択・署名が行われました。本条約は、50番目の国が締結した日から90日後に発効予定となっています。

◇水銀に関する水俣条約について (経済産業省)
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury.html

日本においては、2016年2月2日付で、国会承認を得ている水銀条約締結について閣議決定が行われ、受諾書を国連事務総長宛に寄託予定であることが環境省から発表されました。
<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h28/s0202.html>

電機電子業界では、既にEU RoHS指令等への対応により、かなりの水銀が代替されてきてはおりますが、水銀使用製品については、法規制を遵守するとともに、水銀の適正回収のためのユーザーへの情報提供等に向けた業界ガイドラインを定め、対応を進めてまいります。

Topics

2016/10/3 電機・電子4団体 (注1) 共同運営の「4団体製品化学物質専門委員会」 「水銀表示ガイドラインAd-hoc」が作成した電機・電子4団体「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」を公開いたしました。
本ガイドラインは、2016年9月15日に公開された、環境省・経済産業省「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」を電機・電子業界の立場で補足するものです。政府ガイドラインは、水銀による環境の汚染防止に関する法律第18

電機・電子業界の温暖化対策
温対連ポータルサイト

電機電子業界の
温暖化対策 日本語版

電機電子業界の
温暖化対策 英語版

ITソリューションによる
温暖化対策貢献

JEITA 正会員社専用
会員サイト

会員専用
データベースシステム **DISH**

グリーンIT委員会

PC3R
PCリサイクル

生物多様性活動データベース

JEMA 一般社団法人日本電機工業会
THE JAPAN ELECTRICAL MANUFACTURERS' ASSOCIATION

ENGLISH 文字サイズ 小 中 大

[会員専用](#)
[オンラインストア](#)
[お問い合わせ](#)

HOME
JEMAご案内
地球環境保全
規格・標準化
各種統計データ
製品分野別情報

エネルギーの低炭素化
電機・電子業界自主行動計画
地球温暖化防止
環境配慮設計と情報開示
化学物質管理
廃棄物適正処理
生物多様性保全

HOME > 地球環境保全 > 化学物質管理 > 水銀に関する水俣条約関連情報

化学物質管理

● 化学物質管理

関連するお知らせ

- プレスリリース
- パブリックコメント
- セミナー・講演会
- 官庁等からのお知らせ

水銀に関する水俣条約関連情報

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。我が国においては本条約に対応するため2015年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」が制定されました。

水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン

2016.10.03

水銀汚染防止法18条に基づき、消費者による製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するための水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供が努力義務として要求されております。

電機・電子4団体(注1)「4団体製品化学物質専門委員会」 「水銀表示ガイドラインAd-hoc」では、電機・電子4団体「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」を作成いたしました。
本ガイドラインは、2016年9月15日に公開された、環境省・経済産業省「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」を電機・電子業界の立場で補足し、主として水銀使用製品を組み込んだ電気電子製品の製造者および輸入者による上記努力義務達成に資する目的で作成されました。

対応ご検討の際に、参考としてご参照いただければ幸いです。

電機・電子4団体「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」(JEITAウェブサイトへ)

CIAJ | 一般社団法人
情報通信ネットワーク産業協会

[会員登録専用サイトログイン](#) | [お問い合わせ](#) | [アクセス](#) | [サイトマップ](#) | [ENGLISH](#)

[HOME](#) | [お知らせ](#) | [CIAJについて](#) | [課題への取組](#) | [調査統計](#) | [委員会](#) | [フォーラム](#) | [規格・刊行物](#)

ホーム > 課題への取組 > 環境対応 > 電機・電子4団体「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」

課題への取組

- 政策提言
 - 政策提言
- 技術課題
 - 技術ナビゲーション
 - 通信ネットワークセキュリティ
- 環境対応
 - 環境への取組
- プロジェクト
 - CIAJプロジェクト
- QMS (品質管理)
 - QKM e-ラーニング

電機・電子4団体「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」

本ガイドラインは、2016年9月15日に公開された環境省・経済産業省「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」を電機・電子業界の立場で補足するものです。

<ガイドライン詳細>⇒ [電機・電子4団体「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」](#)

📖 **【参考】**

水銀に関する水俣条約について水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。平成25年10月に熊本県で開催された外交会議で、採択・署名が行われました。本条約は、50番目の国が締結した日から90日後に発効予定となっています。

◎ **水銀に関する水俣条約について (経済産業省)**
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury.html
 日本においては、2016年2月2日付けで、国会承認を得ている水銀条約締結について閣議決定が行われ、受諾書を国連事務総長宛に寄託予定であることが環境省から発表されました。

<http://www.env.go.jp/anna/kaiken/h28/s0202.html>

**電機・電子 4 団体
水銀使用製品等の適正分別・排出の確保のための
表示等情報提供に関するガイドライン**

2016/9/30

電機・電子 4 団体：

JEMA (Japan Electrical Manufacturers' Association)

JEITA (Japan Electronics & Information Technology Industries Association)

CIAJ (Communications and Information Network Association of Japan)

JBMIA (Japan Business Machine and Information System Industries Association)

1. 背景と目的

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第 18 条に基づき、消費者による製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するための水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供が努力義務として要求されている。

経済産業省および環境省は、これを受け、情報提供の望ましいあり方を解説し、水銀使用製品の製造・輸入事業者がその情報提供を行う上で参考とするよう、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（以下「政府ガイドライン」）を公開した。¹

本「電機・電子 4 団体水銀使用製品等の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」）は、上記「政府ガイドライン」に従い、電機・電子 4 団体製品化学物質専門委員会水銀表示ガイドライン Ad-hoc により、主として水銀使用製品を組み込んだ電気電子製品の製造者による上記努力義務達成に資する目的で作成された。

注記：本文 2. から 5. の記載において、電機・電子業界向けに追加した箇所を参考までに下線で示す。下線のない部分は、政府ガイドラインの記載通りである。（順不同）

2. 対象範囲

- (1) 国内において流通する水銀使用製品および水銀使用製品を組み込んだ電気電子製品に係る製造・輸入事業者。但し、個々の水銀使用製品の製造者の業界団体のガイダンスがあれば、合わせて参照することが望ましい。また、水銀使用製品を組み込んだ電気電子製品が、電気電子製品ではない他の最終製品に組み込まれる場合には、本ガイドラインではなく、かかる最終製品の製造者の業界団体のガイダンスに従うことも可能である。

¹ 2016 年 9 月 15 日公開。次から閲覧可能：

<http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160915003/20160915003-1.pdf>

- (2) 消費者への情報提供を対象とする。なお、他の製品に組み込むことを前提に水銀使用製品を組込製品の製造事業者に販売する場合の、当該組込製品製造事業者への情報提供も対象とする。
- (3) 輸入製品についても、国内製造製品と同様の情報提供の対象とする。

3. 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、以下のとおりである。

- (1) 水銀使用製品：「水銀使用製品」とは、水銀等（水銀及びその化合物をいう。以下同じ。）が使用されている電気電子製品をいう²。但し、本ガイドラインにおいては、よりきめ細かな対応を行うべく「水銀使用製品」と「組込製品」の扱いを分けて記述するため、「水銀使用製品」の語に「組込製品」を含まない³。両者ともに言及する場合には「水銀使用製品等」という。
- (2) 新用途水銀使用製品：法の定義と同様。具体的には、省令「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」の別表第二条関係（“既存の用途に利用する水銀使用製品”の具体的な用途又は製品例について）⁴に記載されない用途が該当する。

² EU 改正 RoHS 指令 2011/65/EU に適合した電気電子機器の場合、同指令付属書 III（全電気電子機器が対象。除外される水銀用途は、特定の水銀ランプのみ）または付属書 IV（医療機器および監視・制御装置のみが対象）に記載される水銀の「除外用途」に該当するもののみが「水銀使用製品」に該当する。RoHS 指令およびその修正は次から参照可能：

http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/legis_en.htm

EU 改正電池指令 2013/56/EU に適合する電池の場合、ボタンセルも含め「水銀使用製品」に該当しない。指令原文は次から参照できる：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:329:0005:0009:EN:PDF>

³ 実務における取り扱いを分けて記述するため、本ガイドラインで使用する用語においては、便宜上、「水銀使用製品」および「組込製品」を区別する。しかしながら、本ガイドラインは、記載事項を参照して「水銀使用製品」および「組込製品」に関する情報提供に努めた場合、「組込製品を含む水銀使用製品」（本ガイドラインの「水銀使用製品等」に該当）について法で要求される努力義務を満たすことが出来るよう構成されている。

⁴ 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」（2015年12月7日公布）。別表は2ページ目以降に記載。

http://kanpou.npb.go.jp/20151207_old/20151207g00274/20151207g002740005f.html

http://kanpou.npb.go.jp/20151207_old/20151207g00274/20151207g002740006f.html

http://kanpou.npb.go.jp/20151207_old/20151207g00274/20151207g002740007f.html

http://kanpou.npb.go.jp/20151207_old/20151207g00274/20151207g002740008f.html

なお、ランプに関しては、（一社）日本照明工業会より、別表記載の項目について、よりわかりやすく具体的な用途又は製品例を付して整理したものが参考として下記に公開されている：

「省令「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」の別表“既存の用途に利用する水銀使用製品”の具体的な用途又は製品例について」

http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/suigin_kizonseihin.pdf

- (3) 組込製品：水銀使用製品を部品または材料として用いて製造された電気電子製品
- (4) 情報提供：表示、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等、譲渡先が当該製品に水銀等が使用されていること（水銀等使用）およびその適正な処理方法を認識できるようにすること。
- (5) 表示：製品本体またはそれに付随するもの（添付文書その他の取扱説明書やパッケージ）に、水銀等使用等について記載またはラベル・銘板貼付を行うこと。
- (6) 消費者：水銀使用製品等(水銀使用製品および組込製品をいう。以下同じ。)のエンドユーザーであり、当該製品を一般廃棄物として排出する者及び産業廃棄物として排出する者（個人、事業者）
- (7) 既製造品：本ガイドラインの公表日までに製造または輸入された水銀使用製品等
- (8) 電気電子製品：正しく作動するために電流または電磁場に依存する製品

4. 情報提供のあり方

(1) 今後製造される製品の適正分別・回収の促進に関する基本方針

本ガイドラインは、特に政府ガイドラインの下記の基本方針に従って適用される。

- (a) 製品廃棄段階で水銀等が使用されていると認識することの容易さの観点では、表示による情報提供が表示以外の方法（パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等）よりも優先され、また、表示の中では製品本体表示>パッケージ表示>取扱説明書記載の順に優先されるが、以下の水銀使用製品等の種類・特性等の状況を考慮して効果が大きいと考えられる情報提供を行うことが適当である。
 - ✓ 製品の大きさ・形状、販売・使用形態、水銀含有量
 - ✓ 廃棄された水銀使用製品を適正に回収・処理するための市町村等の措置
 - ✓ 消費者や組込事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を踏まえ求められる取組
 - ✓ 情報提供の費用
 - ✓ 水銀そのものが容易に見えるか否か
- (b) 既製造品に関する情報提供も踏まえつつ、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等について、上述の考慮

すべき状況を踏まえて、効果が大きいと考えられるものを併せて行うことが適当である。

(2) 今後製造される製品の情報提供の内容・方法

水銀使用製品等の情報提供は、(1)の基本方針を踏まえ、下記のとおり行う。

(a) 表示

水銀等の使用を認識すること等により、市町村等の分別・回収ルールその他廃棄物処理法等を踏まえた廃棄の必要性を認識できるものであること。具体的には、次のような方法が考えられる。

- ① 組込製品のうち、組み込まれた水銀使用製品が取り外せないものや、取り外しに特殊工具が必要なものについては、組込製品自体を対象とする表示または情報提供を検討する。
- ② 電池等の水銀使用製品が容易に取り外せる形式で組み込まれた組込製品については、当該組み込まれた電池等の水銀使用製品について情報提供を行う。
- ③ 消費者が交換可能な水銀使用製品（電池、ランプ等）を組み込んだ組込製品本体への水銀使用表示は、消費者が交換時に水銀使用品を組み込むか不使用品を組み込むかにより表示が不正確なものに変わり得るため、推奨しない。消費者が交換可能な水銀使用製品を含む組込製品に関しては、組込製品本体への水銀使用表示ではなく、その取扱説明書等、および/または交換用の水銀使用製品のパッケージや添付文書等で情報提供を行うことで、消費者の適正な分別を促進できる。
- ④ 製品に組み込まれる、または交換部品として提供される水銀使用製品への水銀使用表示については、各水銀使用製品の製造者の業界団体のガイダンス⁵を参照し、組み込みの形態（消費者による交換が可能か不可能か）、組込製品の意図する使用法（組込製品が一般家庭で使用されるか、水銀使用製品のサービスマンによる交換が意図されているか）、当該製品の日本以外の販売先に水銀使用表示を要求する法規制が存在するか⁶等を考慮し、ケースバイ

⁵ 電気電子機器に組み込まれることが多い水銀使用製品をカバーする工業会には、次がある。

- (1) (一社)日本照明工業会 <http://www.jlma.or.jp/>
特に次のページが参考となる：
使用済み水銀使用ランプの分別・回収に係る情報提供について
<http://www.jlma.or.jp/anzen/suigin/index.htm>
- (2) (一社)日本電池工業会 <http://www.baj.or.jp/>

⁶ 本ガイドライン作成時点で電機・電子4団体が存在を把握する海外の水銀使用表示に関連する法規制・自主ガイドライン等の概要を記載した付録「参考：海外における水銀使用表示の例」

ケースで効果的な表示の場所（例えば水銀使用製品上、交換部品の包装上、組込製品および交換部品の取扱説明書上など）を決定する。

- ⑤ 水銀使用製品に水銀使用情報を表示する場合には、分かりやすい、統一感のあるシンプルなものを用いる。各水銀使用製品の製造者の業界団体のガイドランス、もしくは米州水銀規制、カナダ水銀規則、または欧州産業界が制定した水銀ロゴ等、広く認識されている表示⁷を採用することが望ましい。消費者が取り外せない状態で水銀使用製品を組み込んだ製品に水銀含有情報を表示する場合も、これに準じる。

(b) 表示以外の情報提供

- ① 4. (2) (a)に記載した通り、消費者が交換可能な水銀使用製品を含む組込製品に関しては、組込製品本体への水銀使用表示ではなくその取扱説明書等および/またはウェブサイト上で、例えば次のような情報提供を行うことで、消費者の適正な分別を促進できる。

「ランプには水銀が含まれています。取り外した古いランプユニットを廃棄する場合には、最寄りの市町村窓口、または販売店に正しい廃棄方法をお問い合わせください。」

また、事業系のユーザーには、次のような情報提供が可能であろう。

「ランプには水銀が含まれています。事業者が使用済みランプを排出する場合には、廃棄物処理法に則り、適正に行ってください。」

上記文案はいずれも例であり、実際の情報提供文言は、水銀使用製品の種類および組込製品の想定されるユーザーや使用法を考慮して、製造者／輸入者が適切なものを作成することが望ましい。

- ② 水銀使用製品の判別方法、分別・回収の重要性、処分方法に関する情報等については、必要に応じ、カタログ・パンフレットへの掲載・配布、ウェブページへの掲載、販売店での告知等により行うことを検討する。情報の内容に応じ、カタログ・パンフレット、ウェブページ及び販売店の中から複数活用することも考えられる。

(3) 既製造品の適正分別・回収の促進のための情報提供の内容・方法

- (a) 既製造品への表示は困難であることから、表示以外の情報提供を行う。

が参考にはなる。但し、水銀条約締結以降、各国が水銀条約対応のための立法を新たに進めている。最新の法規制情報については各自で確認すること。

⁷ 脚注5参照。

- (b) 上述の考慮すべき状況や、既製品の推定量及び今後の見込み等を踏まえ、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等について、効果が大きいと考えられるものを行うことが適当である。
- (c) なお、過去に販売された、主要な水銀使用製品を固定した状態で組み込んだ製品の代表例として、電気電子機器分野においては次が存在する：
- ✓ TV(CCFLを使用した液晶TV)
 - ✓ ノートPC(CCFLを使用した液晶画面)
 - ✓ CCFL(Cold Cathode Fluorescent Lamp：冷陰極蛍光ランプ)を使用したPCモニター、ディスプレイ(車載も含む)

上記の製品群については、家電リサイクル法でTVが、資源有効利用促進法でPCが、自動車リサイクル法で車載品がカバーされており、処理に際しての消費者からの分別回収に大きな問題は生じないと考える。(なお、これらの製品群においては、近年では多くがLEDバックライト化されており、今後製造される製品において、表示対象になるケースは極めて限定的になるものと考えられる。)

(4) 新用途水銀使用製品における表示等の情報提供について

電気電子機器において、電機・電子4団体が把握している用途は全て省令「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」別表に記載されており(本ガイドライン3(2)参照)、本ガイドライン作成時点では新用途水銀使用製品に該当するものは知られていない。また、電気電子機器中の水銀使用を制限する諸外国の法規制が既に存在するため、新たに導入される可能性も低いと考えられる。

しかしながら、新用途水銀使用製品に該当する電気電子機器を導入するのであれば、表示等の情報提供については、本ガイドラインに記載する水銀使用製品等の基本的な考え方に準じることが望ましい。

5. 情報提供の開始時期

法第18条の施行日は平成28(2016)年12月18日であるが、ウェブ上での情報提供等、製品や包装のデザインを変更する必要がない手段による情報提供については、当該施行日以前においても、順次実施していくことが望ましい。ただし、表示に係る情報提供については、当該規定の施行日以降、個別の製品等の版の更新時期に合わせて順次実施していく等、効率的・効果的に開始することが望ましい。

以上

付録 参考：海外における水銀使用情報表示の例

(2016年9月現在)

作成団体からのご注意

本資料のご使用に際し、以下の点にご留意ください。

- 本資料は「参考」ですので、ご利用に際しては、必ず原文で内容をご確認ください。
- 最新の状況は、必ず各当局のウェブサイトおよび官報等でご確認ください。

(1) 米国各州水銀規制法に基づく水銀使用表示

米国においては、各州が水銀制限モデル法 Mercury Education and Reduction Model Act⁸等を参照しながら、水銀の制限および含有表示に取り組んでいる。各州の環境当局が NEWMOA (Northeast Waste Management Official's Association) という組織を立ち上げ、水銀に関する州間横断情報センターIMERC⁹を運営し、水銀に関する情報を共有している。

水銀含有表示を要求する州（コネチカット¹⁰、ルイジアナ¹¹、メイン¹²、メリーランド¹³、マサチューセッツ¹⁴、ミネソタ¹⁵、ニューヨーク¹⁶、ロードアイランド¹⁷、バーモント¹⁸、ワシントン¹⁹）は、次のような表示を求めている：

- (a) 水銀使用製品、包装または取扱説明書等に、水銀使用を示す **(Hg)** を表示。

*注記：代替案を申請して認められれば、製品上への表示は不要とする州も多い。また、互いに、IMERCに参加している他州の規則に従っていれば可としている。

- (b) 水銀使用製品の包装または取扱説明書等に、リサイクルに関する次のような文言を表示：COMPONENT(S) INSIDE THIS PRODUCT CONTAIN MERCURY AND MUST BE RECYCLED OR DISPOSED OF ACCORDING TO LOCAL, STATE OR FEDERAL LAWS

⁸ http://www.newmoa.org/prevention/mercury/final_model_legislation.pdf

⁹ <http://www.newmoa.org/prevention/mercury/imerc.cfm>

¹⁰ <http://www.cga.ct.gov/2011/pub/chap446m.htm>

¹¹

<http://www.deq.louisiana.gov/portal/Portals/0/surveillance/mercury/La.%20Mercury%20Risk%20Reduction%20Act.pdf>

¹² <http://legislature.maine.gov/statutes/38/title38ch16-Bsec0.html>

¹³ <http://marylandcode.org/gen-6-905.3/>

¹⁴ <https://malegislature.gov/Laws/SessionLaws/Acts/2006/Chapter190>

¹⁵ <https://www.revisor.leg.state.mn.us/statutes/?id=116.92>

¹⁶ <http://www.dec.ny.gov/chemical/8853.html>

¹⁷ <http://www.dem.ri.gov/pubs/regs/regs/waste/hgreg07.pdf>

¹⁸ <http://www.leg.state.vt.us/docs/legdoc.cfm?URL=/docs/2006/acts/ACT013.HTM>

¹⁹ <http://apps.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=70.95M.020>

(2) カナダ水銀規則による表示要求

カナダは、2015年11月から、次の規則に基づき水銀含有に関する表示と情報提供を要求している。

Products Containing Mercury Regulations P.C. 2014-1244 November 6, 2014

<http://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2014/2014-11-19/html/sor-dors254-eng.php>

(a) 水銀使用ランプおよび光検出器に、次のように「Hg」マークを表示

(下記を満たせば、既存の米州の水銀使用表示による対応も可)

- ✓ “Hg”の文字は少なくとも10ポイントのフォントサイズ (Hgが文字を伴う場合はその文字は少なくとも高さが3mm以上)
- ✓ Hgが図柄の内部にある場合にはその図柄は少なくとも高さが7mm以上)
- ✓ 判読可能かつ消去不可能である
- ✓ 刻印または浮き出し加工、または文字の色が背景色や製品そのものの色とコントラストをなして、容易に判別可能である

(b) 電池以外の水銀使用製品への水銀情報表示

水銀使用ランプ単品の包装、マニュアルまたは製品添付の情報シート上のいずれか、および水銀使用ランプを組み込んだユニットまたは製品の場合には、当該ユニット/組込製品上、マニュアルまたは製品添付の情報シート上のいずれかに、次の情報を表示する。

- ✓ 水銀含有を示す文章(例：“Contains mercury / Contient du mercure”)
- ✓ 破損時の対処方法
- ✓ 廃棄、リサイクル方法
- ✓ 法律に沿った廃棄、リサイクルを促す文章 (米国と共通化する場合の例：
“For the U.S. and Canada, THIS LAMP CONTAINS MERCURY AND MUST BE RECYCLED OR DISPOSED OF ACCORDING TO LOCAL, MUNICIPAL, STATE, PROVINCIAL, OR FEDERAL LAWS.”)

※方法についてはその情報が得られるWebサイトのアドレス、または問い合わせ先の記載でも可。

※マニュアルの場合には英語・仏語のいずれかで良いが、それ以外は英仏併記。

表示のサイズとデザイン要件は下記の通り：

- ✓ 文字は少なくとも10ポイントのフォントサイズ (ラベリングに文字を伴う場合はその文字は少なくとも高さが3mm以上)
- ✓ 判読可能かつ消去不可能である。
- ✓ 刻印または浮き出し加工、または文字の色が背景色や製品そのものの色とコントラストをなして、容易に判別可能である。
- ✓ 線で囲まれている。
- ✓ 製品や包装上の他の図形と識別が容易である。

参考情報：カナダの水銀対策サイト

<http://www.ec.gc.ca/mercure-mercury/default.asp?lang=En&n=DB6D2996-1>

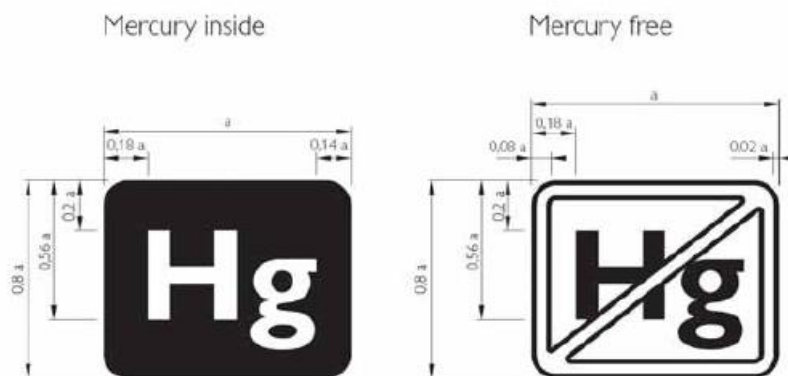
特に “Do you import or manufacture products containing mercury?”

<http://www.ec.gc.ca/lcpe-cepa/default.asp?lang=En&n=2875738B-1>

(3) 自主：欧州 IT 工業会 DIGITAL EUROPE 団体作成 “Mercury (Hg) logo”

2013年1月、欧州 IT 工業会 DIGITAL EUROPE に参加する大手 TV/ディスプレイメーカーは、水銀使用/不表示を表示するための“Mercury (Hg) logo”およびその使用ルールを策定し、公開した。

<http://www.digitaleurope.org/Services/MercuryFreelogo.aspx>



当該ロゴは、無償にて誰でも使用が可能であり、詳細な使用ルールおよびロゴデザインは、下記 URL からダウンロード可能である（ダウンロードに際し、連絡先等の登録は必要）。

<http://www.digitaleurope.org/Services/MercuryFreelogo.aspx>

(4) 参考：EU の電気電子機器関連の水銀制限（RoHS 指令・電池指令）：

「水銀使用マーク」要求なし

(a) EU RoHS 指令

電気電子機器中の水銀は、均質材料（homogeneous material;ねじ外し、切断、破碎、粉碎及び研磨工程などのような機械的動作により異なる材料に分離または解体され得ないレベルの材料）を分母として、0.1 重量%の閾値で制限されている。但し、技術的に代替が不可能な用途については、付属書 III および IV にリストされる除外用途が認められている（水銀の場合、特定のランプでの一定の条件下での使用等）。

RoHS 指令に適合した製品には、適合を示すため「CE マーク」が表示されるが、除外用途を条件通り使用した製品も RoHS 指令適合として CE マークの表示が認められる。また、EU の CE マークは、RoHS のみならず、



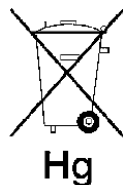
電気安全や機械安全等、その製品に適用される全ての EU 対象法規制への適合を示す表示であることに注意。つまり、水銀の使用/不使用を示すマークは、EU RoHS 指令のもとでは存在しない。

(b) EU 電池指令

旧電池指令 98/101/EEC²⁰により、遅くとも 2000 年 1 月 1 日から、ボタン電池を除き、水銀含有量が 0.0005 重量%を超える電池の上市は禁止されていた(ボタン電池の閾値は、改正電池指令 2006/66/EC²¹で「重量比 2%」と設定された)。その後、改正電池指令 2013/56/EU²²により、2015 年 10 月 1 日以降に EU に上市されるボタン電池についても、水銀含有閾値からの除外が撤廃された。現在の EU 電池指令には、水銀に関する除外(0.0005 重量%よりゆるい閾値での制限)は存在しない。

電池の水銀含有関連のラベル表示は、改正電池指令 2006/66/EC で次のように規定されていたが、ボタン電池向け水銀の閾値が撤廃されたため、「Hg」表示に該当する電池が EU に上市されることは今後ない。

- ✓ 0.0005%を超える水銀(中略)を含む電池類に「Hg」の化学記号を図に追加すること(21 条 3 項)



以上

²⁰ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31998L0101&from=en>

²¹ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1403064560488&uri=CELEX:02006L0066-20131230>

²² <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:329:0005:0009:EN:PDF>